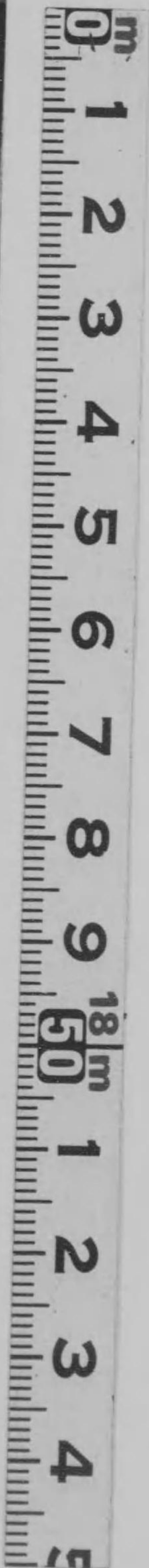


389

16



始



編輯
スーリー



早稻田大學
教授

内ヶ崎作三郎述

國際聯盟

早稻田大學
出版部

世界政治叢書

Hand not 389-16



der Völkerbund

序

國際聯盟規約の制定は世界大戰亂の所産にして近代文明の新紀元を劃する大事件である。その内容が完全を距ること遠きは言ふまでもない。或は之を酷評してヘーグの平和會議の變形に過ぎないと稱する者がある。或は米國上院がこの留保否認を決したるを聞き、空中樓閣の如くその評價を低下せんとする者がある。この非難は必ずしも據る所ないと斷ぜないが、これは餘りに多くを最初より期待するものである。吾人はその生長と發達と進化とを豫望する。今日の萌芽もやがては參天の大木となりて空の鳥の巢を宿すべきが如く、今日の嬰兒もやがては威風堂々たる大丈夫となりてその力とその智とその信とを以て、人世に貢獻し得べきが如く、現行の國際聯盟も將來はより完全なるものとなりて、國際間の義務、幸福、友情を

序

大正
9. 4. 19
内交

保障し、且つ増進し得る、最も信頼し得べき機關となるべきを疑はない。要するに、國際聯盟は現代文明の象徴である。萬事が世界的關係を有するに至りたることを證明する一大現象である。單に政治のみに止らず、經濟も法律も、宗教も、教育も、藝術も、悉く世界化せんとする新傾向の發露である。されば國際聯盟の研究は現代文明の研究の眼目と考へねばならぬ。是れ吾人がその方面に對する門外漢たるに拘らず、自ら研究し、考察し、思索したる所を述べて小冊子に纏めたる所以である。この不完全なる小著が更に多くの、より完全なる大著の續行を促がすをえば、幸之に過ぎない。吾人も亦大方の批評と刺戟とに勵まされて、更にこの小なる出發點より研究と觀察との新行程に上らんことを希望するのである。

大正八年三月二十五日

内ヶ崎作三郎

國際聯盟

内ヶ崎作三郎述

第一章 世界大戰亂の終局

平和來、平和來、平和は遂に來た。約五年に互る空前の大戦争は遂に終熄して、茲に再び平和の曙光を仰ぐに至つた。想ひ廻らせば一九一四年、即ち大正三年六月二十八日、奧太利の皇太子及び妃兩殿下が刺客の爲に暗殺せられて以來、世界の列強は殆んど皆大戦争の渦中に投ずるに至つたのである。先づ第一に黒山國は同年七月二十七日に、セルビアは七月二十八日に、露西亞は八月一日に、白耳義及び佛蘭西は八月三日に、英國は八月四日に、

第一章 世界大戰亂の終局

國際聯盟

日本は八月二十三日、伊太利は四年五月二十三日、葡萄牙は五年三月九日に、羅馬尼は五年三月二十八日に、米國は六年四月六日に、希臘は六年六月二十九日に、又支那は六年八月十四日に各、獨逸に向つて戰爭を開始した。以上は聯合軍側の開戦の期日であるが、同盟軍側にありては、獨逸は大正三年八月一日に、奧太利は七月二十八日に、土耳其は十一月五日に、勃牙利は、四年十月十五日に開戦をした。其動員總數は聯合國側二千三百五十萬人、同盟國側は約二千萬人。戰死者數は聯合國四百四十萬人、同盟國二百六十八萬五千人。重傷者數は聯合國三百二十二萬五千人、同盟國九十五萬人。戰費は聯合國一千八百億圓、同盟國九百六十億圓。喪失船舶は敵味方を通じて八千艘二千萬噸に達した、交戦日數は一千五百六十七日である。然るに聯合軍の作戦計畫宜しきを得て同盟軍は到底之に抵抗すること能はずして、遂に大正七年十一月十一日に休戦が成立した。次いで大正八年一月十八日に巴里に於

て講和總會議が開かれ、國際聯盟に關する諸問題及び講和條件に關する討議が開始せられた。五月七日に至つて對獨講和條件は獨逸の代表者に手渡された。最初獨逸は此講和條件を以て苛酷なりとして承諾する氣色がなかつたのであるが國力疲弊到底是に對する反抗を繼續するの氣力なくして遂に六月二十三日に至つて調印に承諾を與へ、而して六月二十八日に及んで講和條約に調印した。

本年一月十日午後四時五分、巴里郊外のヴェルサイユ宮殿に於て、佛、英、伊、日、白、波蘭、チエツクスロヅアキア、ボリヅイア、伯刺西爾、秘露、グアテマラ、ウルガイ、暹羅及び獨逸各國代表者の講和條約の批准交換が行はれた。佛蘭西の同時刻は我が一月十一日午前一時十五分に當る。されば一昨年十一月十一日の休戦條約成立後正に十四ヶ月を経て、講和條約が完全なる效力を發したのである。

國際聯盟

さて何故に斯る戦争が殊に歐洲各國の文明國民に依つて開始せられたか、何故に此悲惨なる戦争を豫防することが出来なかつたのであるかと云ふことは、眞面目なる識者間の大いなる問題である。戦争は終りたりと雖も斯る高貴にして莫大なる犠牲を拂うて始めて贏ち得たる平和なるが故に吾人は單に平和來を三唱して徒らに喜悅の情に耽ることは出来ない。平和來は歓迎すべしと雖も、斯る悲惨なる戦争を根絶するに非ざれば吾人は今日平和來を三唱し歓迎する意味は徹底しないのである。故に如何にして再び斯る無意味なる徒らに人命財産を消耗蕩盡した大戦亂を豫防し得るかと云ふことは今日の人類社會に於ける最も重要にして意義ある問題である。此戦争が繼續中、聯合國側の政治家、學者、軍人、實業家、新聞記者、教育家等の諸階級の間に種々なる議論が起つたが、多くの人々の議論が二つの點に一致した。第一は聯合國はどうしても同盟軍に打勝たなければならぬ、何となれば萬々一獨逸及

び其與國が最終の勝利を得るやうになれば世界の平和と正義は永久に持續することは出来ない、即ち獨逸の遠大なる理想は力を以つて世界を支配せんと欲したのである。その力は單に武力のみでない、財力、智力をも包容してゐる。第二の論點は再び戦争を開始せざる様にするにはどうしても國際聯盟と云ふ世界各國の聯盟を新たに組織すると云ふことが絶對的に必要であると云ふことであつた。ウイルソン大統領が國際聯盟の必要なることを唱道した。而して各國の新聞雑誌は殆んど一致してその意見を世界の端より端にまで宣傳したのである。同時に講和條約と國際聯盟が巴里の講和會議に於て討議せられ、國際聯盟が講和條件に先んじて成立するに至つたのである。我國の一部の人々は國際聯盟と講和條約を引離して講和條約を先決したる後に國際聯盟の討議をしたならば講和會議を早く落着せしめることが出来るではあるまいかと云ふやうな考を有つて居つた。併ながら國際聯盟は講和條約以上の

重大なる問題である。假りに講和條約が成立しても國際聯盟が不成立となれば此度の巴里講和會議は全然失敗と見做されなければならない。何となれば巴里講和會議には世界の重なる國々の約七十名の代表者が約半ケ年の日子を要して慎重討議を重ねたるは再び悲惨なる大戦争を繰返したくないと云ふ希望があつた爲めである。然るに國際聯盟と云ふやうな新精神と新規約とが發生するにあらざれば戦争を豫防することは絶對不可能である。若し國際聯盟案を決議せざる時は講和會議は大失敗に了りたるものと言はざるを得ない。故に講和條件と相並んで國際聯盟案が討議せられ、遂に幾多の不完全と缺點を有するにしても、世界歴史あつて以來の一大計畫が始めて成就するに至つたのである。この國際聯盟案は必らずしも絶對的に正義人道の理想に適うたものと認むることは出来ない。何れにしても猶甚だ不完全なる人間の團體である大小諸國家の利害を双肩に荷ひつゝ、ある政治家が寄集まつて討議し

たる案件なるが故に、此決議案の各項に於て正義人道のあらゆる理想が實現せられたと言ふことは無論出来ない。併ながら如何なる事物も最初より完全なるものはない。何れの國の法律と雖も始めより完全なる法律はない。日本の法律でも然かりである。聖徳太子の憲法十七條は實に立派なる法律であるけれども今日より之を見れば多くの缺陷を認むることが出来る。又大寶令は日本に於ける最も完備したる古代法典であるが、之も今日の批評眼より見れば幾多の缺陷を隠すことは出来ない。明治年間に成立したる幾多の法律の如きも度々改正修補を要したのであつて、而も尙ほ完全なりと云ふことは出来ないのである。現に刑法の如きは既に改正せられ、現行民法及び商法等に於てもどうしても改正をしなければならぬ點があると云ふことは専門家が唱へて居る所である。然らば此度の國際聯盟案が幾多の缺點あるとしても之は無きに勝することは萬々である、而已ならず世界の歴史に於て此度の如く比

較的完全に近い國際聯盟案なるものは提唱せられたことはなかつたのである。又此度の國際聯盟案なるものは最初歐米の政治家及び思想家が之を唱へ、殊に英國の代表的政治家が原案を作成し、ウイルソン大統領其他が是に賛成して、夫れが講和會議に提出せられ、委員會に於て幾多の改正修補を要したのであると云ふことである。随つて英國の利益或は米國の利益を擁護して居るやうに見る點もないと限らない。併ながら然らば何故に日本の代表者は日本の利益を基礎としたる國際聯盟案を以て正々堂々として是に對抗しなかつたのであるか。日本の代表者は殆んど例の白紙主義に則つて何等の準備もせずして講和會議に臨んだと稱せられて居るではないか。此事已に大いなる失策である。歐米の二三ヶ國が多少の我儘を通したことに對しても我々は多少の理解を有してゐる。例へば村會、町會、市會の如き自治制度の運用に於ても其地方の富豪階級の人々が比較的によくの特權を維持し得るやうな

案を作り又之を通過すると云ふやうな傾向は、何處に於ても行はれ勝ちである。國際聯盟なるものは世界の富豪階級である英國若くは米國の提案になりたるものであるが故に、是等の國々を代表する政治家が意識的或は無意識的に各自が代表する國家民族の利益を保護したかも知れない。之は當然の事であつて怪しむには足りないのである。併ながら兎に角彼等に依つて此大いなる案が提出せられたのであれば、日本としては此聯盟案に反對をする理由はない。日本は其代表者に依つて協賛せられたるが如く、日本國民も喜んで之に協賛して然かるべきものと思ふ。但し將來この國際聯盟規約が今日よりも一層完全なるものとなり、更に二十年、三十年、五十年或は百年の後に至る時に於ては今日不公平の點と思はれるものは殆んど消滅するに至るかも知れないのである。故に吾人は國際聯盟を歓迎する、併し吾人は單に感情より之を歓迎するのではない、社會學的研究或は政治的研究の立場よりして又

は宗教、科學、哲學の進歩的立脚地に於て吾人は國際聯盟を歓迎するのである。

第二章 人類の發達と社會單位の擴大

一體人間は社交的生物であり、政治的動物であると稱せられて居る。人間は人間よりもより低い境遇にある所の動物より徐々に進化し來つて今日に至れるものなることは既に學者の承認する所である。恐らくは今より百萬年位以前に於て猿類中の最も發達したる者の中より人間の先祖となる可きものが進化したのであると思はれる。而して斯く進化したる人類は既に社交的性質を發揮して居たのであつて、其爲めに益々其社會の發達を來たしたのであると思ふ。社會學者の研究する所に依れば今日の人間が明白に人間として現はれる以前、即ち猿類中の高等なる生物として存在して居つた時に、既に社交

性を發達して居つたものと認められるのである。人間の祖先が樹上生活よりの地上生活に移るに従ひ、腦及び手の機能が發達すると共に共同一致の行動によりて野獸との威迫に抵抗し、之に打ち勝つことが出來たのであらう。而して人間が更に進化するに隨つて社會的生活の基礎を固くするに至つたのであつて、先づ雜婚時代の或る血族團體より母權制度に進み、其より家長社會に入り、家長社會は一方に於いて分化して民族となり、更に農業の發達するに及んでは、夫婦本位の家族制度を發展せしめて秩序ある生活に入つたと俱に、他方に於いてはこの家長社會の内に最も勢力あり、優良なる團體が他の家長團體や民族等を征服し、若くは同化し、若くは包容して國家と云ふ形式を生ずるに至つて、茲に社會的單位は擴充し來たのである。即ち一方に於いて秩序ある個人化行はれ、他方に於いて社會化行はれた次第である。之を日本の歴史に就いて考へて見るに、天孫人種が數千年前に倭島根に渡

第二章 人類の發達と社會單位の擴大

來して、一面に於ては前に渡來したる部族を統一し包容した。夫れで我々は出雲人種は大和人種に先んじて大陸より日本に渡來してゐたものであると思ふのである。併ながら大和人種は出雲人種よりも更に進化したる大陸の文明的社會的單位を擴充したのである。同時に大和民族は幾多の先住民族即ちアイヌ或は隼人或は熊襲の如きものを征服して之を同化することが出来たのである。此の如くにして日本の國家の基礎が確立するに至つたのである。夫れにも拘らず、アイヌの勢力と云ふものは侮ることが出来ないであつて、王朝時代に於ては關東より東北地方に掛けて尙ほ甚だ大なる勢力を振つて居つたのである。鎌倉に幕府が設けられて征夷大將軍を置いたのであるが、之は何を征伐したのであるかと云ふと蝦夷を征伐したのである。即ちアイヌを征伐したのである。源賴義及び其の子源義家が前九年後三年の兩役を通じ

てアイヌ族もしくは半アイヌ族を征伐し、遂に彼等を歸服せしむるに至つた。かくして一面に於ては源氏の威光が赫々たるものとなり、又日本國家の範圍は遙に東北を包容して王化に潤ふ範圍が一層擴大したのである。即ち夫れは鎌倉時代に於て成就したのである。徳川時代になつて、元龜天正以來亂麻の如くであつた、戰國時代が統一せられたのであるが、尙ほ其當時は今日の如き嚴密なる意味に於ける中央集權は行はれずして、或る程度まで各藩は自由獨立の行動を取つてゐた。各藩が互に相異なる貨幣を發行するとか、或は相異なる教育を施すか、或は相異なる法律を行ふと云ふやうな有様であつた。故に甲の藩に於て罪を犯したる者が乙の藩に逃げ果すことが出来れば、其罪を悔ますことが出来た者さへあつた。又乙の藩に於て凶作の時に其隣の丙の藩に於ては、之を知つて知らざる眞似をすると云ふ場合もなきにしもあらずであつた。又乙の藩の者が甲及び丙の藩に旅行をする時には一々關

所に於て身分を改められ、又其旅行券なるもの、調査を要したのである。殊に東海道に於ける箱根の關所の如きは最も嚴重なる調査をしたのである。随つて其當時は今日の所謂忠君愛國と云ふ觀念は極めて薄く、君の馬前に討死をすると云ふ武士の標語は、一天萬乘の大君の馬前に討死すると云ふ意味にあらすして、各藩の大名の馬前に討死すると云ふ意味であつた。故に藩が重きか、國家が重きかと云へば無論藩が重いと云ふ考であつた。故に各藩互に密偵を放つて軍事上政治上の祕密を探り當てようとし、或は刺客を送つて互に相暗殺をすると云ふやうな事も行はれたのである。幕末に英吉利佛蘭西亞米利加の聯合艦隊が馬關を砲撃したる時に、一方に於て長州人は非常に周章狼狽したが、對岸の小倉藩に於ては山に登つて高見の見物をして、長州が今苛められて居るわいと言つて、心窃に痛快を叫んだ者もあつたと云ふことである。殆んど今日よりして夢にも想像することの出来ないやうな事件が平

氣で行はれて居つたのである。又維新の當時官軍の參謀が福島に於て仙臺藩士の爲に暗殺せられたとか、或は又仙臺藩の使者が秋田藩に於て暗殺せられたと云ふやうなことは如何に其當時の日本人の社會的單位が藩中心にして國家中心でなかつたと云ふことを證明するものである。然るに此の如く大小數百藩が相割據して互に嫉み攻めて居つては、今日の如き國家が成立しない筈であつた、然るに歐米各國の政治的經濟的外交的壓迫に依つて、幕末の志士を覺醒して、國家の統一の機運を生じたのである。

第三章 明治年間に於ける國家觀念の發達

一體徳川時代に於ては日本に二つの中心があつた。西の方のそれは京都にあつて朝廷を中心とした。東の方のそれは江戸にあつて徳川幕府を中心とした。慶長以來徳川幕府の政策宜しきを得て、東の中心が非常に勢力を加へた

第三章 明治年間に於ける國家觀念の發達

のであるが、泰平三百年の間に於て西南地方の經濟的、文化的、精神的及び軍事的勢力が蓄積せられて、遂に西の中心は再び古への位置を回復するやうになつたのである。即ち維新の改革は朝廷を中心としたのである。西の勢力が再び東の勢力を征服したと云うて差支ない。此の如くして維新の改革に依つて分裂したる日本國民の意識が始めて統一せられるに至つて、國家的觀念が始めて單一なるものとなつて現はれたのである。故に日本國民は王政復古の結果として出現したる新政府の名の下に随分思切つた改革を斷行した。例へば武士の帶刀を禁じたるが如き、或は大政奉還を迫りたるが如き、或は各大名の版圖、武士の封祿を奉還せしめたるが如き、今日より殆んど信ず可らざる所の奇蹟が繰返されたのである。斯る動搖時代に免る可らざる所の大小の波瀾騷擾が繼續したけれども、遂に日本國家は再び王室を中心として統一せられるに至つたのである。然るに明治十年頃に至る迄は日本新政府は果し

て完全なる權力を繼續し得可きや否やと云ふことは大いなる疑問であつたのである。彼の西南戰爭の終局に達する迄は鹿兒島縣の税金は中央金庫に到達せずして鹿兒島縣に於てのみ使用せられたと云ふやうな事さへもあつたこの事である。然るに西南戰爭を打切として遂に不平士族も新政府に反抗する勇氣が無くなつて、茲に國家の基礎は鞏固になつたのである。然れども眼を擧げて亞細亞の大勢を見れば西力東漸して殆んど極まる所を知らない。支那は香港を失つて居る。印度は既に英國の領土となつて居る、廣漠無人の西北利亞も露西亞の爲に呑嚙せられて居る。實に日本の運命は危險千萬の状態にあつたのである。故に憂國の士は奮ひ立つて國防の急を叫び或は軍艦造艦費を獻じ、國防費を獻納すると云ふことになり、又皇室が率先して範を垂れて、各官吏の所得の幾分を其費用に當てられたこともあつた。同時に政府當局者は統一的國家觀念を盛んに鼓吹したのである、先づ教育は教育勅語を以て統

第三章 明治年間に於ける國家觀念の發達

一することになつた。又其當時歌つたる唱歌は軍歌を稱したるものにして、軍隊に於て歌ふべき性質のものを小學校生徒に歌はしめた。即ち「我は官軍、我敵は」と云ふ如き軍歌を小學校生徒が盛んに歌つたのである。或は玄海灘に難波したる蒙古軍を詠じたる愛國的軍歌なども歌つたのである。今より考へれば其當時の日本國民は至つて餘裕綽々たる所がなかつた様であるが、是又止むを得なかつたのである。國家としての位地が世界各國民の間に十分に認められなかつたからして、凡て國家本位にして其勢力を蓄積せんとしたのは又止むを得ないことであつた。例へば日清戦争前まで横濱の居留地に於ける歐米人の會社商店に於て日本人は大手を振つて玄關より出入することは出来なかつた。其傍に小さい日本商人の出入口があつて、其處よりのみ出入することが許された。之は一つには日本人の下駄の關係もあつたかも知れない、靴にあらずして下駄穿きの商人が多かつた爲めであつたかも知れない。

併ながら兎に角日本商人なるものが歐米商人の爲に多少輕蔑せられて居つたと云ふことは事實である。然るに日清戦争になつて俄に歐米人の期待に背いて、日本が支那に對して花々敷き捷利を奏するに及んで、歐米商人は日本人中々悔むことは出来ないといふ感を抱くに至つたらしい。そこで夫迄は日本國旗を準備して居なかつたものであるが、ソロ／＼各商館が日本國旗を準備し出した。然るに自分の本國の國旗は非常に大きいものを持つて居るが、日本國旗は出來台の極めて粗末な小さいものであつた。戦争の勝利の號外が來る毎に彼等は止むを得ず大いなる自國の國旗と小なる日本の國旗を交叉して之を掲げたと云ふことである。然るに日露戦争となつて、日本が愈々勝利を奏するに及んで、歐米の商人も止むを得ず、自國の國旗と同じ大きさの日本國旗を特別に注文して造つて、快報の至る毎に大いなる自國の國旗と大いなる日本國旗を交叉して祝意を表するに至つた。同時に何時の間にか玄關協

の小さい日本商人の出入口が閉ざされて、日本商人も大手を振つて玄關より出入することが出来るやうになつたものである。一事は萬事であつて、如何に其當時の我國の憂國の士が或は社會問題を引提けて憤り或は治外法權問題を引提けて奮闘したかと云ふことが分るのである。

斯る状態であるが故に日本としては何處迄も其國家主義萬能で進むことが當然の事であつて、軍事も、教育も、實業も總て國家本位の立場にあること萬止むを得なかつたのである。一體個人の場合でも同じ事であるが、自分の一家が辛うじて生活が出来るとか、或は時に依ると生活も出来ぬと云ふやうな困窮なる状態にあるものが人に向つて十分なる助力を與ふることは出来ない。心は矢竹に逸れども之を實行することは容易ならざることである。日本も亦國家として斯る地位にあつたのである。然るに其家の經濟的基礎が確立するに及んで、其収入が増加するに従つて、其家の社會的地位が高まるに従

つて、世間よりも尊敬せられるやうになれば、自から氣位も高くなり、品位も生じて来るやうになるものである。我が日本も明治時代にかゝる境遇を経由して今や漸く始めて五大強國の仲間入をして多少國際的に人並に交際が出来る位地に到達することが出来たのである。されば今日の日本人は幕末時代の我々の先祖や先輩が抱いて居つたやうな排外的思想を持つと云ふことは不穩當である。又明治十年頃より日露戰爭頃迄の我々の先祖又我々自から抱いて居つたやうな武力及び財力を中心としたる帝國主義的領土侵略的の野心は放棄しなければならぬ時期になつたのではあるまいか。斯くして日本國民は建國以來三千年に近い間、其社會的單位が次第に發達して、今日以後に於ては國際的社會的單位を承認し、其義務と權利を實行し、且つ主張するやうな立場にあるものと信するのである。斯る際に於て國際聯盟が成立して我日本帝國も其一員に加はつたと云ふことは日本民族の發達史より見ても

非常に興味があると思ふのである。

第四章 世界史に於ける聯盟運動

夫れ政治の目的は公正を樹つるにありとする觀念は古く希臘のペリクレス、プラトン、アリストテレス等の提唱する處であつて、羅馬法に於いても法律上の公正は常に尊ばれたのであつた。羅馬帝國は宇宙國家の實現を期したが、其の政治に於いて公正を保持せんが爲に努力した形跡が存する。この公正は種族及び國家の内外を通じて樹立せられた。少くともかく努力せらるゝに至つたのであつて、例へば種族及國家間にありては、相互間の利益及び安全を保護するが爲に、種族と種族との間、國家と國家との間に同盟若くは聯合が計畫せられて、公正の樹立を期したのである。例へば之を東洋史に徴するに、春秋戰國の時代に於ては天下の諸侯が或は合従して秦に從はんと欲し、

或は連衡して秦に反抗せんとしたる事實があつた。張儀は前者の中心人物にして蘇秦は後者の中心人物であつた。又我國の歴史に於ても南北兩朝の際には、一方に北朝を中心としたる足利氏の同盟が成立し、他の一方には南朝を中心として楠、新田、北畠等を重なる勢力としたる聯盟が成立して居つた。關ヶ原の合戦の時には徳川氏は一方の聯盟を造り、豊臣氏は又他の一方の聯盟を造つた。維新の大改革に際して勤王黨と幕府黨とが各々聯盟を造つて鎬を削つたのであつたが、遂に幕府黨の敗北に歸したのである。

又之を歐米の歴史に徴するに、多くの事實を認めることが出来る。歴史上に現はれたる最も古き聯盟の一つはヘブライの十二種族の間の聯盟であつて、夫はエホバ神に依つて直接支配せられる所の宗教的・政治的國家にして、祭政一致の制度であつた。古代にあつては宗教に依つて團結すると云ふことは普通の出來事であつて、ヘブライの十二族も熱烈なる宗教心に依つて其統

一を計つたものである。但し古代の政治的執着は頗る寛容の精神を缺いて他の民族の宗教及び文化に對して理解と敬意とを有たなかつたことである。随つて他の民族及び其宗教及び文化と對立的關係を有つたの雅量がなかつたからして、此聯盟が自から狹隘なる範圍に限られて、より大いなるものと發達することが出来なかつたのである。

歴史上是に續いて記さる可き所のものは希臘民族内の聯盟運動である。古代希臘人の間の最も強き結合は血族關係であつた。其家族關係は今日の歐米よりも寧ろ日本のそれに類して居つたのである。即ち同一祖先の者は同一部族に屬し、親戚關係は非常に重んぜられたのである。斯くして此血族團體は社會的組織及び政治宗教の基礎をなしたのである。又希臘の地勢は幾多の山脈に依つて區別せられ、而かも其海岸は浪に依つて洗はれたるが故に、地方と地方の交通頗る不便を極めたので、自から褊狹なる愛國心を發達せしめ、

寛容の精神が是に伴はなかつたのである。然るに古代希臘人は風俗習慣及び宗教的制度等に依つて統一せられるに至つたのである。其中最も名高きものは諸都市の間に成立したるアンフィツクテオニー(Amphictyony)と云ふ宗教聯盟であつた。是等の都市は同一なる國民神アポローの爲に共同の神社を造り之を維持し而かも此同盟に加入するものは相成る可く平和を維持することに努めたのである。而して希臘には二の宗教同盟があつた。一は中央希臘のデルハイにあり、一は多島海中のデロス島にあつた。此聯盟の會議には各都市の代議員が出席して重大問題を討議したのである。又デルハイに於けるアポローの神社より折々神託が下つて至希臘及び多島海、遠くはシ、リ、邊よりも其神託を求むる者が集まつて來た。此制度は神を激せしめたる人々と神との間の平和を計る制度であつた。随つて種々なる神話が生じて、神々の怒りを宥むるを助けたのである。如何なる都市もアポローの神託なくしては或

は軍艦を造り、或は政體を變化し、或は植民地を開くことが出来なかつたのである。神託を受けんと欲する者は豫め神社の神官に質問を出し、巫子を通じて神託を與へられたのであつた。此神託は豫め神官の團體に依つて作成せられたものであつて、其神官の中には當時の希臘の最も賢い人も加はつて居つたのである。又時事問題に精通した人々もあつた。而して其答は極めて曖昧なるものにして如何様にも解せらるべきものであつた。左れば今日英語にて一の言葉にして多くの意味を有する言葉をオラークラ (Oracular) と言ふて居る位である。而も神託即ちオラークラは動もすれば分立競争して互に排斥せんとしたる希臘人の地方的精神を調和して、より大いなる結合に向はしめた有力なる制度であつた。

希臘人は又各都市の氏神の爲に祭典を行つた。西部ペロポネサスにオリンピアの祭典が行はれ、後には四年毎に希臘全體が集まる所の大祭となつた。

後ち運動競技が非常に發達して宗教的祭典が稍や壓迫せられた形となつた。之をオリンピアの競技と呼んだのである。最初の競技は紀元前七七六年に行はれたのであつて、希臘人は此年を以て紀元としたのである。此競技と競技の間の四年間をオリンピアド Olympiad と呼んだ。又此競技に參與する者は非常な光榮にして、而かも勝利者は種々なる方法に依つて其名譽を表彰せられたのである。又希臘人の體力や音樂上の熟練や或は知的能力等の發達を促したのである。一體希臘人は人並以上に出ること、即ち卓越を愛したるが故に、此競技は希臘人の天才を發揮せしむるに功があつた。又彫刻家も最も能く筋肉の發達したる選手をモデルとして巧妙なる彫刻を試みたのである。例へば有名なる彫刻家フィデヤスの如きはツオイスの像を彫刻して之をその殿堂に奉納した。即ちオリンピアのツオイスである。此紀元前七七六年に行はれたる大競技に於て月桂冠を戴きたる者はコレープスと云ふ人であつて之は

徒歩競争に於て勝利を得たのであつた。紀元前七二〇年には長距離競走が始まり、競走者は衣を脱して全くの裸體となつて走り、夫が習慣となるに至つたのである。優勝して月桂冠を戴ける者は或は戦車に乗せられ又行列を以て歓迎せられ、其餘生は故郷の都市の年金に依つて送ることが出来、詩人は盛んに之を讚美したものである。此競技の最も能く行はれたのは希臘人の血液が最も純潔なる時であつて、即ち紀元前三、四世紀頃全盛を極めたものである。然るに其後選手専門家が出來、肩書を有するやうになつて、自然に衰微するに至つて、紀元前三四〇年皇帝セオオシアスが此競技を嚴禁したのである。恐らくは其當時勢力を得つ、あつた基督教的習慣に背くものと見做されたる爲めらしかつたのである。此競技が開かる、年に於ては希臘全體の戦争は殆んど中止せられた。何となれば各地方の壯丁は殆んど此競技に参列し、或は見物人として出掛けて來て居つたが故に自から戦争は中止の状態にあつ

たのである。故に希臘の此宗教聯盟は永續のものではなかつたけれども、一時的たりとも希臘人の各都市の間に一種の協同的氣分を繼續せしめて多少の政治的社會的貢獻をなしたることは認めなければならぬのである。

羅馬の共和政治は次第に發達して、其擴張發展の途上に就くに至りて、始めて人類の進歩發達に大いなる貢獻をなした。即ち夫れは法律の形式の下にあつて個人の權利を保障したることであつた。羅馬に滞在する外國人も、或は征服せられたる民族も、羅馬の市民よりは其性質及び分量に於ては劣つて居るけれども、均しく權利を與へられたのである。而して其權利は極めて價値あるものであつた。羅馬の共和政治が一轉して帝政となるに及んで此法律的精神は益々發達した。紀元一世紀頃には被征服者も羅馬帝國內に於ては大體自由を享受することが出来た。又羅馬の市民に歸化するの特權すら有して居つたのである、又如何なる場合に於ても羅馬皇帝に直訴して其判決

に依つて司法官の裁判を覆へすことも出来たのである。此羅馬法は歐羅巴の政治學の基礎をなして居るものであつて、宗教人種及び文化に對して殆んど無差別の待遇を與へたる此羅馬法の精神は、政治的發達に於て大いなる役割を演じたものなることを忘れてはならない。

歐羅巴が中世紀の初に於て北方蠻人の爲に侵掠せられ、西羅馬帝國が滅亡するに及んで、唯一の聯盟的中心は羅馬教會であつた。蓋し驚く可き羅馬の文明が滅亡せんとしたる時に羅馬に於ける基督教會が次第に發達して、自ら各地に於ける基督教會より中心として仰がれるやうになつた。同時に羅馬教會には幾多の有爲なる人物が輩出して指導者となりたるが故に、羅馬教會は西部歐羅巴の基督教社會の中心となり、其教會の牧師はポープ即ち法父と呼ばれるやうになつたのである。ポープ (Pope) は日本語に於て之を法王と譯して居るが、實力より見れば無論法王と稱して差支ないが、意味より言へ

ば法の父と云ふのが正當であると思ふのである。羅馬帝國滅亡後羅馬の秩序を維持したるものは羅馬教會であつた。又羅馬教會は教育上或は社會事業に於て其時代に於て最も有效なる働きをなしたるが故に、羅馬教會が羅馬帝國に代るやうになつたのである。時には羅馬法王が唯一の有力なる權威者であつた場合もあつた。後ち政治界と種々なる關係を生じ羅馬教會は單に精神的團體であるのみならずして同時に政治的にも新勢力を備へるやうになつて神聖羅馬帝國なるものが現出し、其君主は常に羅馬法王の手に依つて冠を戴かざるを得なかつたのである。此羅馬法王を中心としたる所の基督同盟と稱す可きものは紀元八百年シャールマンが即位してより一六四八年に於ける三十年戦争を終結したるウエストフアリアの講和條約に至る迄歐羅巴の政治的生命を支配したものであつた。併ながら此聯盟も大いに發展することは出来なかつたのである。

中世紀の末葉に當つてマホメット教徒が占領したる聖地即ち今日のパレス
 タインを基督教徒の手に回復せんとしたる大なる運動が行はれた。即ち十
 字軍である。此十字軍は其怨骨髓に徹した所のマホメット教徒を歐羅巴以外
 に驅逐せんとして、種々なる同盟若くは聯盟の如き政治的團體が計畫せられ
 たのであつたけれども、之も事實となつて現はれずして済んだ。

十字軍は偶然にも物資の發達を促した。何となれば十字軍の爲に物資の新
 需要が西部歐羅巴人の間に生じたるが爲に商業的交通が頻繁となり、隨つて
 其進歩を來したからである。伊太利に於ける都市は顯著なる發達を遂げた。
 殊にヴェニス、ゼネヴァ、ミラン、フロレンス等はメキ／＼發達をして西部
 歐羅巴の金融の中心となるに至つた。又都市が隆盛となるに従つて金力を以
 て各種の権利を買収し、或は君主に軍用金を獻納して其報酬として、土地の
 自治權を獲得し、或は雇兵を置いて其權利を維持したるものもあつたのであ

る。その以前は諸國の豪族が動もすれば商業上の交通の妨害をなし、時には
 他人を道に要撃して通行税を強請し、或は盜賊的行爲をなしたものであつ
 た。即ち泥坊武士の如きものが多かつたのである。然るに土地の自衛の爲に
 兵力を用ひなければならぬ事になり、夫れには各都市孤立しては有效なる
 活動をなすことが出来ないが故に、殊に獨逸に於ては或地方の小都市が聯合
 して、自己の共同の利益若くは權利を保護することになつた。斯くして獨逸
 のハンザ同盟、ラインランド同盟、スワピア同盟などが起つたのである、何
 れも幾十の都市を聯合し其勢力の隆盛なる王侯を壓迫するの概があつた。此
 中最も有名なるハンザ同盟の由來を茲に述べよう。
 外國に滞在して居つた獨逸の商人が其滞居する國々に於て一の團體を
 組織した。其反響が十三世紀の中頃より本國の都市に起つて同盟が流行する
 やうになつた。或はリウベックを中心とするもの、或はハンブルグを中心と

するもの、或はプレーメンを中心とするものもあり、又はバルチック海の東北岸及び島々の各都市の聯合したるものもあつたが、一三六四年に是等の諸同盟が合同して一大聯盟を組織するに至つた。是が即ちハンザ同盟である。此同盟は「憲法を制定し、皇帝をはじめ、すべて各國君主の干渉を脱し、共同の利益を保護擴張することを目的とし、共同の財産、共同の海陸軍を備へ、商業航海に關する諸般の規則を一定し、共通の貨幣度量衡を造り、しかも各市の獨立自治を明かにし、ただ相互間の紛議は仲裁裁判によつて決することとした。それで第十四世紀の中頃から大いにデンマルク、瑞典などと戦ひ、或は敵都を陥れ、或は敵王を廢立し、同世紀の末には瑞典、挪威、丁抹の商業漁業などを悉く其手に收め、また露西亞、英吉利、ネーデルランドなどの各國政府から種々の特權を得て、地中海沿岸を除いては殆ど歐羅巴大陸の商權を獨占して居たのである。」

さて東歐羅巴及西亞細亞に於けるマホメット教徒の勢力が中々大いなるものがあつた爲に是と對立して宗教的武士團體が生じたのである。尤も既に此中世紀に於ては専門僧侶の團體が成立して居つたのである、例へばドミニカン派、或はフランシスコ派の如き有名なる僧侶團體が共同生活をなして社會奉仕及び宗教的傳道事業に熱中して居つた。此宗教的武士團體は此僧侶團體より暗示を得たものであると思ふが、彼等は半僧半兵にして異端邪宗者と對峙して基督教を擁護するを目的としたのである。其中有名なるものはテンブル武士團、聖ヨハネ武士團及びドイツ武士團であつて、何れも基督教を中心として半ば宗教的、半ば政治的の活動を試みたのである、斯る團體の中世紀に生じたことは同盟若くは聯盟若くは聯合に對する氣運が徐々として動きつゝあつたことを證明するものである。

一六四八年のウエストファリアの講和會議は三十年戰爭の極を結んだ、而

して宗教自由の原則を確立したのである。此條約中に關係諸國民は宗教の如何を問はずして各條項を適用すべきものであると云ふが如き文句がある。勿論此場合に於ける宗教の自由は羅馬舊教と基督新教のことを主として言ふのであつて、他宗教迄も網羅しなかつたか知らぬが、兎に角其後度々開かれた講和會議に於て常に宗教の自由と云ふことが決議せられて居るので、之は確に近代に於ける宗教史上の一大進歩と言はざるを得ない。

佛蘭西革命が將さに成功せんとするや、佛蘭西以外の歐羅巴各王國は大なる憂懼の念を抱き、佛蘭西革命の成功を妨害せんと試みた。即ち歐羅巴各國は佛蘭西の國境に向つて進撃した。これは偶々ナポレオンをして名をなさしめた長き戦争の導火線となつたのである。左れば歐洲列國は最初には佛蘭西に依つて代表せられたる共和思想に反對して一種の同盟が造られたのである。後ちナポレオンが連戦連捷して帝位に昇つて、世界を征服せんとする

大野心を抱くに及んで、歐洲列強はナポレオンに對する一種の攻守同盟を結んだのである。ナポレオンの帝政が成功の絶頂に達したる時にナポレオンを中心としたる幾多の小王國小政府が設立せられたのであつて、實際はナポレオン聯邦と云ふが如きものが現出するに至つたのである。一八一五年維也納の講和會議に依つてナポレオンはセントヘレナに流された。其結果として神聖同盟が出現した。夫れは露西亞、普魯亞及び奧太利が君主に依つて締結せられたるものにして、基督教の原理に基いて政治上の事件を處理せんとするを目的としたものである。然るに之を主張したる三國の君主親から不熱心にして此同盟も有名無實のものと終つた。最初此三國の外、英吉利及び佛蘭西なども賛成して居つたのであるけれども此同盟の實際上の活動は殆んど行はれず、十年を経ずして消滅するに至つた。之に續いたる聯盟は奧太利及び普魯亞及び他の獨逸諸州を含有する所の獨逸聯邦組織であつて、此聯盟は維也

納の條約に於て定められたる一般原則に基いて組織せられたものであつたが、普魯亞が勢力を増進して奧太利を破ることを得るに至つて、奧太利は此聯盟より脱退せざるを得なかつた。之は一八六六年である。佛蘭西を破つた普魯亞は千八百七十一年に獨逸聯邦を完成した。これに續いて伊太利も全國の統一を行ふに至つたのである、かくの如くにして十九世紀には種々なる聯盟運動が勃興し且つ成功した。また、瑞西聯邦は遠く遡つて一二九一年に發端を有して居るが、歐洲に於ける多くの聯盟運動は一七八九年北亞米利加合衆國が聯邦組織に成功したる事實に大いなる刺戟を與へられたと觀られて居る。又歐羅巴以外に於て墨西哥、アルゼンチン、ブラジル等皆亞米利加合衆國を模範として聯邦組織を行つたのである。英國は英國諸國民の聯盟の首班に列するものである。大英帝國の中には種々なる各地に植民地があるばかりではない、五つの自治的領土がある。即ち加奈多、ニューファウンドランド、濠洲

聯邦、ニュー・ゼーランド及び南阿非利加聯邦である、其外に英帝國の大なる領土である印度帝國は夫れ自身に於て一種の國際聯盟にして大小數百の團體より成立して居るのである。

又日英同盟の如きは無論聯盟と稱する程のものではないけれども、地理的歴史的人種的方面及び文化的の諸方面に於て幾千年の間相異なる二大帝國が政治的攻守同盟を結ぶに至つたと云ふことは多少の缺點及び悪影響なきにしも非ざる可けれども、兎に角世界の政治的發達に於て注目すべき現象であることは疑を容れないのである。

現代に於て最も注目すべき政治的同盟若くは聯盟は三國同盟と三國協商である、三國同盟の起原は一八七九年十月七日に調印せられたる獨逸及び奧太利匈牙利の間の條約を以て始まつたのである。此同盟の由來は奧太利の滅亡することは獨逸の利害に大いなる影響があると云ふのである。伊太利はビス

マルクの外交的敏腕に捕はれて之に加盟した。羅馬尼は又奧太利匈牙利の爲に引入られたのである。此同盟を見て佛蘭西と露西亞は不安の念を抱いた。約十年の間兩國は三國同盟の行動を監視したのであるが、一八九一年より九三年迄の間に於て三國同盟に對立する爲に三國協商を始めた。英國は植民地の利害關係よりして、佛蘭西露西亞と共力するの利益を痛切に感じて之に加入した。斯くして三國協商は成立したのである。此度の大戰争前十年の間英國と佛蘭西及び露西亞の關係は益々親密となり、其友情は愈々濃厚となつた。伊太利は三國同盟の中にあつて常に不安を感じて居つたのであるが佛蘭西及英吉利の外交政略が獨逸の鐵血政策より遙に其心を引付けたのであつて、大戰争開始後に至つて、伊太利は三國同盟を脱したのである。此同盟と協商とが存在して居たるが爲に此度の大戰争となつたのである。實に遺憾なことであるが、此度の大戰争に依つて少なくとも一の教訓を人類は肯す

るのである。夫れは何れの國民も孤立して存在することは出来ない、政治的にも外交的にも商業上に於ても孤立して生存することは出来ないと言ふことである。過去幾世紀間光榮ある孤立を誇りたる英國すら日本と結び、又三國協商に加入しなければならなかつた。又傲慢なる獨逸と雖も或は奧太利と結び、或は勃牙利に誼を通じ、或は土耳其と提携しなければならぬやうな羽目に陥つて居るのである。即ち此度の戰爭は其失ふ所甚だ多くして得る所は甚だ少なきが如き觀はあるけれども、各國民が單に國民的行動を以て満足することは出来ずして、國際的行動をしなければならぬ、更に進んで國際的善意に基いて將來の平和を維持しなければならぬと云ふことを悟るに至つたことは大いなる發明であると言はざるを得ないのである。

第五章 過去の平和會議失敗の原因

第五章 過去の平和會議失敗の原因

吾等は何故に過去の平和會議が失敗に歸したかを研究して見たい。先づ第一に研究す可きは一六一八年より一六四八年に互りたる三十年戦争の局を結んだるウエストフアリアの講和條約である。此戦争の中心は獨逸であつたが、殆んど歐洲各國を其渦中に投ぜしめたのである。されば愈々講和會議を開かんとしたのは一六四三年であつて、歐羅巴各國の代表者たる外交官は一定の場所に集まるやうに命ぜられた。さて其集合の場所はウエストフアリアの西部に於けるミンステル及びオスナブリアンと云ふ都會であつた。此理由は三十年戦争はもとゞ宗教上の争であるからして、舊教派の中心及び新教派の中心に集まる必要であつた。即ちミンステルは舊教派の中心にして、オスナブリアンはルーテル派即ち新教派の中心であつた。併しながら二つの集會を合せて單一なる會議と認めたのであつて、互に結合するに非ざれば決定機關の作用をなさない約束であつた。此會合は形式に捕はれて、或は

先例若くは禮儀作法と云ふやうな繁文縟禮に拘泥して時日を浪費したのであつた。さればウエストフアリアの平和條約が調印せられたのは談判開始後五年目にして、即ち一六四八年の秋であつた。之に比すれば此度の巴里の講和會議の如きは先づ成功と言はざるを得ない。而して此會議の精神は貪慾飽くを知らざる利己的精神及び遠き將來を慮らざる所の近眼者流の獨壇場であつて、唯稀れにのみ一般的安寧幸福を齎さんとする調和的の議論が述べられたのであつて、大多數の外交官は我利々々亡者の集まりに過ぎなかつたのである。

十八世紀の外交は極めて辛辣皮肉にして自國の利益の爲には何等遠慮會釋することなき外交家に依つて運用せられた。之は一八一四年より一五年に互つた維也納會議が其醜態を暴露したのである。さてナポレオンが没落して歐洲改造の機運が熟するに及んで、識者階級には理想主義を抱く人々が多くな

つて、

此講和會議を機會として戦争を豫防し得るやうに大いなる努力をしなければならぬと云ふことを聲明した。随つて此方面に於ける輿論が悔る可らざるものとなつたのである。夫れで輿論が此の如くに高まつたばかりではない、政治家及び君主の中にも之に共鳴した人々があつたのである。殊に露西亞の若き帝王なるアレキサンダー第一世の如きは此自由主義及び建設的改革の味方となつて大いに其勢力を振はんとして維也納會議に出席したのである。其當時ハプスブルグ家は光榮の絶頂にあり、維也納の壯麗又之に比す可きものがあつた。而して各國の使臣及び政治家が綺羅美やかなる行列をなして花の都へ押寄せたのであるからして、觀る者驚歎せざるはなく、やがて新時代が實現するだらうと云ふことを豫言して歡喜の聲を擧げたのであつた。出席代表員の花形は言ふ迄もなく露西亞のアレキサンダー第一世であつた。彼はナポレオンの大軍を莫斯科に於て撃破したと云ふ名譽を握つて

居たのである。

英國を代表したるものはカツセル卿であつた。之は傲慢なる貴族的人物にして而も鋭敏なる直感力を備へて多くの外交上の祕密及び陰謀を暴露した人である。殊にウエリントン公は英國を代表して居たが、ナポレオンが再び佛蘭西に上陸したる報を聞いて彼はウォーターローの戰場に赴いたのである。

佛蘭西を代表したる者はタレランにして彼は戰敗國の代表者たるに拘はらず其外交的伎倆は頗る卓越したるものであつた。列強の不和嫉妬を利用して自己の代表せる國家を恥かしめることはしなかつた。奧太利の代表者はメツテルニヒであつた。彼は容貌端麗、門地高くして頗る聰明、而も極めて機敏にして舊式外交家の殆んど花形役者として認められたのである。彼は個人的魔力に依つて相手の人心を收攬し、夫れを利用して最後の捷利を博するに務

め、且つ外交上のあらゆる秘密の方法に通曉して居つたのである。然るに此會議は最初の期待に背くこと甚だしくして、やがて暗雲を以て蔽はれて何等新しき靈光を望むことを許さなかつたのである。ナボレオンがエルバ島より逃れて佛蘭西に上陸したと云ふ報道は會議に參列したる人々を驚かした。而も此條約の調印は一八一五年六月九日ウォーターローの戰爭の數日前に於てなされたのであるからして、隨分手落の多い條約であつた。要するに維也納會議は一大失敗である。夫れは其當時存在したる國際的無政府主義を緩和すべき何等の制度を設けなかつたことである。然れども又その多少の貢獻を認めなければならぬ。何となれば結果の如何に拘はらず、此會議に參列したる歐羅巴各國の君主及び政治家は歐羅巴全體として安寧幸福を念頭に置いたのである。彼等は彼等の國家を代表したるのみならず、歐羅巴全體の安寧幸福を目的としたと云ふ事實を承認せざるを得ないのである。アレ

キサンダー第一世の如きは歐洲聯邦の計畫すらも始めて居つたのである。此理想は遂に實現せられなかつたが、十九世紀に於ける一大光明となつて、其以後の外交界を照したのである。十八世紀に波蘭が分割せられたる時に、歐洲列強は頗る冷淡であつたに拘はらず一九一四年に獨逸が白耳義に侵入したる時に世界の輿論は之を攻撃したるに徴して十九世紀に於ける國際的思想の進歩發達を認むることが出来るではないか。

一八一五年の十一月二十日に奧太利英吉利普魯亞及び露西亞の同盟が成立した。所謂四國同盟若くは大同盟と稱せられるものである、一名神聖同盟とも唱へられた。併ながら此同盟を神聖同盟と呼ぶのは間違ひだと主張する人がある。何となれば神聖同盟は同年九月十六日にアレキサンダー第一世に依つて聲明せられたのであるが、此同盟は何等政治的の目的を備へざるものであつて、其當時の外交界は侮蔑の態度を取つて之に臨んだ。メツテルニツ

この如きは泰山鳴動して鼠一疋と云ふやうな風に之を鼻扱ひをした。英國の政治家カツセル卿は崇高なる眞理及び無意味の一片に過ぎないと之を罵倒した。最初アレキサンダー第一世は四國同盟に代へるに世界同盟を造り、苟くも神聖同盟に調印したる列強は大小となく参加を許して歐羅巴の聯邦政治を成立せしめんと期待したのである。然れども歐羅巴に中央政府を建設する計畫にはアレキサンダーは多數友邦の大反對に遭遇したのである。是等の諸國及び其代表者は此超國家的權威に對して服従することを好まなかつたのである。

アレキサンダー第一世の世界同盟の計畫失敗は超國家的觀念の明白なる敗北を意味して居るのである。故に歐洲列強の聯邦に依つて多少其中央集權を緩和したるが如きものを實現せんと欲した。故に四國同盟の常任委員は折々處々に集會を開きて歐羅巴の共通の問題を討議した。併ながら此會議も遂に

徒勞に屬したのである。蓋し歐洲諸國民は咽喉元過ぐれば熱さを忘れるの譬に洩れずして、ナポレオン戦争の悲惨なる經驗を忘れ、英國の經濟學者は自由放任主義を主張し、無制限の競争が政治界に行はれるやうになつたのである。一八二三年に英國の政治家のカニンガは事態は再び健全なる状態に立還て、各國民は自からを管理すべく、神は人類總てを管理し給ふのであると宣言した。

其後クリミア戦争が突發してウオーターロー以後の國際的平和が始めて破れたのである。多くの列強は此戦争に卷込まれたが、遂に一八五六年の巴里の平和會議を以て此悲惨なる戦争を終つた。巴里會議は一八一五年の維也納會議以後開かれたる如何なる外交家の集會よりも眞に國際的の集會であつた。實際歐洲のあらゆる國家は代表せられ而して會議は全然歐羅巴全體の安寧幸福を目的としたのである、此會議は土耳其及び近東問題を解決したるの

みならず國際法の發達に大いなる貢獻をなした。

然るに此巴里會議も歐洲の政治的安定を導く事能はずして間もなく一八七七年より七八年に互れる露土大戦争を惹起した。此慘酷なる戦争は全然露西亞の勝利に歸した。一八七八年の三月露西亞はコンスタンチノーブルの外廓を占領した。土耳其はサンステファアの平和條約に調印した。此條約に依つて土耳其は事實上歐羅巴より放逐せられて、コンスタンチノーブルの附近に僅かの土地を保留したに過ぎなかつた。而してバルカン半島はバルカン諸民族の間に分割せられ、最も利益を獲得したるものは勃牙利であつた。然るにサンステファアの條約に依つて驚いたのは英國及び奧地利であつた。何となれば土耳其は全く滅亡して露西亞がバルカンに於ける最優者となつたからである。故に奧地利が率先して歐洲列國へ通知をしてもう一度會議を開いてバルカン問題を更に安定的落着を結ばんことを主張した。英國は之に賛成し

た。露西亞はあらゆる手段を以て之に反對したが、普魯亞が奧太利の後押をしたる爲に、露西亞は遂に我を折つて會議を開くことになつた。此運動の結果は有名なる伯林會議であつて、一八七八年六月十三日に開會して約二ヶ月の日子を費した。

伯林會議は一八一五年の維也納の會議以來最も華美やかなる外交官の集會であつた。此會議の議長は其當時飛ぶ鳥をも落とす勢の鐵血宰相ビスマルクであつた。彼は一八七〇年に於ける普佛戦争の勝利及び續いて獨逸帝國の統一を成就したるが故に其威光竝ぶ者がなかつたのである。此會議に於てビスマルクは超然主義を探りながら、漁夫の利を占めて多くの利益を獲得した。ビスマルクに次いで注目を引いた人物はビーコンスフィールド卿、即ちベンヂヤミン・ジスレリー、即ち英國の代表者であつた。此不思議なる人物は其容貌風采全く英國風を有せず、猶太人の辛辣及び東洋流の豊富なる想像力を有

し、其當時の謎の如き人物であつた。ビーコンスフィールド卿は露西亞を絶對に信用せず、あらゆる點に於て反感を抱いた。露西亞を妨害することは彼の一大眼目であつた。而して彼は此會議の中心人物にして其結果は彼の努力及び位地に負ふ所が多かつた。彼の輔佐役はソリスベリー卿であつた。彼は實に美事なる英國政治家の典型にして、勵精達識、其當時の歐洲に於ける最も敏腕なる外交家の譽を博した人である。奧太利は伯爵アンドラツセルに依つて代表せられた。此人は匈牙利の政治家にして其故國の崩壊を防ぎ、又ハプスブルグ帝國の爲に一道の血路を開いたる人である。露西亞は此會議に其最も卓越したる政治家、總理大臣公爵ゴルチャコフを送つた。彼は高齡の人であつたが、歐洲第一流の外交家の一人たる名譽を有した。彼の輔佐役は伯爵シウバーローフにして全力を盡して露西亞の爲に努力した。伯林會議はサンステファアの決議を大分變更した。此會議の結果バルカン半島及び近東

諸邦の地位は最近のバルカン戰爭に至る迄の形勢を定めたのであるが、土耳其は依然としてバルカンの主力となつた。唯以前より幾分か領土を變更せられた丈けであつた。併ながらバルカン諸邦の如何なる基督敎國よりも有力なるものとなつた。大勃牙利は三分せられて、勃牙利本部は土耳其の主權の下にある半獨立の公國となつた。この公國の南部に位する勃牙利人の棲息する地方は東部羅馬尼と云ふものを造つて、地方的獨立を享有するけれども、土耳其の監督を受けるやうになつた。第三部分のマセドニヤは全然土耳其の支配の下に屬した。斯くして他のバルカン半島の人民も等しく失望したのである。

伯林會議は此の如くにして落着いたのであつて、單に列強の自我的慾望の爲に無慈悲にも其住民の希望如何を顧みずして其土地の分割をせられた。元氣旺盛なる若き小民族の希望は全く蹂躪せられたのである。而して基督敎國

を支配する能力なきことを證據立てたる土耳其が依然として重要な地位を占めて居る。即ち一九一四年に於ける大戦亂がバルカン半島の一角に突發して世界を其渦亂の中に巻き込んだと云ふことは伯林會議が其責任を負はざるを得ないのである。

一八七八年より一九一四年に至るまで歐羅巴は平和を樂んだのであるが、バルカン半島に於ては始終紛争が絶えなかつた。併ながら夫れは武裝せる平和であつた。權力平衡の美名の下に互に報復の念を絶たなかつたのである。二十世紀の初に及んで二つの相反する現象が表はれた。第一の現象は軍備の競争であつて互に對手國を超越せんとする無意味なる競争をした。一方に於ては平和運動が徐々と組織的運動を取つて、一八九九年及び一九〇七年の海牙の平和會議となつたのである。又一九〇八年より九年に跨れる倫敦の會議も此平和運動の一體現と認めなければならなかつたのである。是にも拘はら

ず大戦争の突發を豫防することは出来なかつたのである、故に吾人は其理由を考へなければならぬ。

何故に過去の講和會議は永遠の平和を持來すことが不可能であつたか、何故に國家の同盟が失敗に歸したのであるか。大體から云へば聯邦制度は成功したと言つて宜しいのである。例へば瑞西の聯邦、或は南北亞米利加に於ける諸合衆國、或は獨逸聯邦の如きは或程度まで成功して居る。然るにその以前に出現した薄弱なる幾多の同盟及び聯盟は皆失敗した。其理由は大體次の三點に歸して居るのである。第一過去の聯盟は彼等が助けんと企てたる人民の必要に應じなかつた。第二、彼等は彼等の目的を果す爲に必要なる要素を缺いて居た。第三、彼等は公正の根本要件を欠いて居た。

古代の聯盟即ちヘブライ民族の聯盟、或は希臘の聯盟の如きは、狹隘なる精神を有したるが故に失敗したのである。彼等は一宗教、一民族、或は一文化

化の勢力の上に其基礎を有した。左れば是等の聯盟は其支配したる人民の唯一部分を代表したる丈けであつた。又其人民の大多數に對する其態度は甚だ冷淡なるものであつた。羅馬の共和政治及び帝國は一種の國際聯盟として觀察せられないこともない。時には十九世紀に至る迄歴史上に於ける比類なき現象であつた。夫は驚くべき法典に依つて示されたる公正に立脚したる聯盟であつた。而して其法典はジャステニアン法典と稱して今日尚ほ存在して居る。羅馬の聯盟の失敗は羅馬市民は非常に特權を有して、帝國の各地よりの租税若くは年貢を頼りとして、働かずして富み且つ生活することが出来た爲である、即ち報酬の不平等に現はれたる不公平は遂に羅馬衰滅の原因となつたのである。

又一六四八年より一七八九年に至る迄歐洲に存在したる聯盟の如き外觀を呈したるもの、即ち多くの重要な條約に依つて一時聯盟の如き觀を呈したる歐洲は其基礎不完全なりしが故に遂に土崩瓦解するに至つたのである。此時代に於ける政治學の理論は人民の安寧幸福を顧みずして、君主の利益にのみ重きを置いたのである。随つて朕は國家なりと主張したるルイ十四世や、或はウトレヒトの條約などの行はれたる、又王位相續の戰爭などの絶えなかつた歐羅巴は國際聯盟の存在を許さなかつたのである。其當時戰爭の絶えなかつたことは之を證して餘りあるものである。又神聖同盟も此誤まれる理論を證明したるものに外ならない、其不成立に終りたるは當然の結果である。又其當時の政治學の理論に依れば、一國の主權は他の國の勢力を以て左右することは出来なかつた。左れば此理論に従つて、各國民は其欲する儘を爲す絶對の權利を有して居つたのである。又如何なる他の國の決議に服従しなければならぬ義務はなかつたのである。左れば講和會議に於て一提案に對して一國家が反對の投票をする時には夫を握り潰すに十分であつた。各國民

は世界諸國民に互に負ふ所あることを十分に考へなかつたのである。随つて各國民は全然利己的なる政策を實行したのである。其結果として幾度會議を重ねても善良なる決定を見ることは出来なかつた。

最後に公正が缺乏してゐた。ウエストフアリアの講和會議以來幾多の同盟若くは聯盟が成立したのであるけれども、彼等に反對したる國々の人民に對しては頗る不公平なる態度を取つたのである。之に反して帝王神權説は其勢力を逞しうして、一六七七年より一七八九年に至る迄、歐羅巴は各國の朝廷が其勢力を得んとしたる軋轢葛藤の歴史に外ならなかつた。其時代に於ては力即ち正義と認められて居つたのである。例へば神聖同盟は、新約聖書の教訓に従つて、人類は互に同胞なりと云ふ理想を實現するものなりと聲明せられたるにも拘はらず、自由を追求する民衆の渴望を妨げんとする意地悪き機關と化したのである。一八二〇年に於て其同盟の關係者の一人は公然とし

て壓制に讓らざる壓制にして、且つ嫌忌すべき勢力、即ち反抗及び罪惡の勢力を阻害しなければならぬと言つた。然るに今日より見れば、其時代の革命的運動は西班牙、葡萄牙、伊太利、佛蘭西、希臘、及び南亞米利加の諸共和國に對する自由の保障として承認せられて居るではないか。

殊に注目すべきは獨逸聯邦と米國聯邦との經驗である。此チユートン民族の聯盟は國際聯盟の多くの要素を備へて居つたのであるが、普魯西及び奧太利の爲に之が失敗に歸したのである。之は一八一五年より一八六六年に至る迄、露西亞を除いた歐羅巴に於ける最も大なる政治的の範圍であつた。然るに此大いなる勢力に隠れて普魯亞が竊に自己の勢力を蓄積して、其隣りの仲間に向つて襲撃するの準備を整へた。而して普魯亞は益々其勢力を擴張するに至つた。奧太利が此聯邦より脱退したる後も尙ほ政治的同盟は繼續した併しながら獨逸聯邦は普魯西の特別なる特權の下に生存したのである、之れ

に反して米國は如何と云ふに千七百八十九年の米國憲法は善く各階級や各地方の利害を綜合して所謂國民的基礎の上に成つたのであつたから、米國合衆國は憲法制定者等の政治的天才と相俟つて、堅實に秩序ある發達をなすに至つたのである。今日の國際聯盟に携はる人々はこの米國の先例に深き注意を拂ふを要する。

第六章 思想家の平和觀と國際聯盟觀

以上吾人は實際上及び歴史上の問題として國際聯盟の失敗、及び現在に達したる迄の過程を叙述したのであるが、茲に暫く留まつて思想家の見たる平和主義及び國際聯盟の觀念の發達を研究して見たいと思ふのである。國際聯盟の思想は全く新しいものではなくして、昔しも之を計畫した人々があつた。例へば一四九五年にマキシミアン一世は永久平和條約を發布して、獨逸帝

國に於て選舉君主制の下に七選舉公其他の諸侯の無意味の競争及び軋轢を禁止しようとした事があつた。此條約は十三ヶ條より成つて諸侯間の戰爭侵掠等を禁じて居る。一五八九年より一六一〇年迄、佛蘭西に君臨したるヘンリ一世は歐洲基督教國聯合の計畫を立てた。一八一五年に露西亞のアレキサンダー一世の計畫したる神聖同盟の事は前に述べてあるから茲に言はないが一八八九年に露西亞のニコラス二世が第一回の平和會議を海牙に開催するの主張者となつたことも、實際政治家の側より現はれた一種の理想主義の發動と認めて差支はあるまい。

人類の平和は古來哲人、詩人、及び宗教家の唱へて來た所であつて、ヘブライの豫言者イザヤは將來人類永遠の平和を想像して次の如くに歌うた『狼は小羊と共に宿り、約は小山羊と共に臥し、牝獅子、肥えたる家畜共に居て、小さき童に導かれ、牝牛と熊とは食物を同じくし、熊の子と牛の子と共に

に臥し、獅子は牛の如く藁を食ひ、乳兒は毒蛇の窟に戯むれ、乳離れの兒は手を蝮蛇の穴に入れん。斯くてわが聖山の何處にも害ふとなく傷くることなからん。そは水の海をおほへるごとくエホバを知るの知識地にみつべければなり。』(以賽亞書十一章) 又新約聖書約翰默示錄第二十一章に曰く、『我新しき天と新しき地を見たり』と。即ち理想の新天地が開展せられたることを豫言したのである、斯る豫言は中世紀の初に於て聖オーガスチン之を爲し、又其終に於ては詩人ダンテが之を述べて居る。然るに更に此理想を政治的の具體的問題として國際平和を唱へたるものは近世に至つて輩出するに至つたのである。一六二三年にエミリック・クルーチエーなる人が仲裁裁判を提唱した。此人は一五九〇年普魯西に生れた。クルーチエーの考は諸侯の代表者を一定の都市に滞在せしめて國際裁判の如きものを組織せしめて國際的の紛争を平和的手段に依つて決定すべきことを唱へたのである。彼は伊太利のヴ

エニスに常設國際裁判所を設置すべきを主張して居る。而も此聯盟には支那印度、波斯等の國々迄も包容すべきことを述べて居る。基督教國以外の國民をも加へようとしたる點に於てクルーチエーの自由思想を承認しなければならぬ。

吾人は前に三十年戦争に就いて一言したが、此戦争は最も悲惨なる結果を生じたのであつた。一六三六年に英國の商人が奥太利に赴く途中ライン河の附近を通過したるに豊饒なる同地方が非常に疲弊して一小部落に於て毎日三十人宛餓死する者があるのを見た。又餓死者の中には草を口にした者すらもあつたと言はれて居る。のみならず獨逸の人口は殆んど其三分の一位を減じ、家屋は殆んど其半ば位は兵火に罹つて焼失した。ハイデルベルヒ大學には學生が二人しかなかつた。外の者は皆散じて掠奪に従事した。ドレスデンの如きは悪疫が行はれて、市民の半以上が其犠牲者となつた。斯の如く歐洲列國

に於ては上君主より下一般人民に至る迄戦争を非常に恐れた。其時に和蘭にグロチウスと云ふ學者が現れた。フーゴー・グロチウスは一五八三年四月和蘭に生れ、一六四五年八月二十八日に獨逸のロストックで死んだ。此人は和蘭の有名なる法律家、神學者、政治家、詩人であつて、國際法の鼻祖である。彼は三十年戦争の慘憺たる光景を見て何等かの法律を以て戦争を豫防しなければならぬと云ふ考を抱いて、一六二五年に戦争及び平和に關する法律を發表したのである。之は世界的名著にして、爾來國際法が發達するに至つたのである。國際聯盟が現はれるに至つた重なる原動力はグロチウスの大いなる理想に負ふことを忘れてはならない。一六九三年、ウイリアム・ペンも亦國際仲裁裁判の設置の必要を提唱した。その書は『歐洲の現在及び未來の平和に對する論文』と題せられた。

一七一三年に佛蘭西のカステール・ド・サン・ピエールが「平和を永續的なら

しむべき計畫』と稱する書物を發行した。此書はウトレヒトの講和會議後間もなく出版せられた。サン・ピエールの計畫に依れば、列國は一種の國際聯盟を造つて而して次の六種の提案に同意して公法を維持すると云ふことであつた。

第一、君主は永續的の同盟を結んで常設會議を設け、之に代表者を出席せしむること。此會議に於て國際間の紛争は仲裁に依つて或は司法上の決定に依つて落着せしむること。

第二、此會議の議長は各國の君主が交代して行ふこと。

第三、此聯盟は其會員の各々に對して實際所有する領土の主權と並に相續的と選舉的たるを問はずして一切の繼承權を其國々の基礎法律に依つて保障すること。

第四、此會議は或る條項を決定して之に背いたる國を除名すること。

第五、列強は此の如くにして除名せられた國家に對して共同し且つ共同の費用を以て武装し、攻撃的態度を採つて夫れをして絶對に萎縮服従せしむることを期すること。

第六、此會議に列席する代表者は彼等の君主の訓令に基いて歐羅巴共和國を實現するに必要なりと考へたる規則を作る權利を有すること。

此提案は勿論採用せられなかつたのである。

其後次第に平和思想が發達をした。佛蘭西のルーソーはサン・ピエールの説、即ち人間は本來善なりと云ふ議論に反對して人間は本來善なりと云ふ説を唱へて國家を道德的に建設しなければならぬと道德的國家にして始めて平和を享有することが出来る、戦争は人類の敵であつて、人類は戦争の敵である。若し各國民の文明的生活に統一若くは調和があれば自から平和は來るのであると云ふことを主張した。ルーソーは政治を中心として、之に道德

的、歴史的要素や、宗教、文藝、科學、商業、雜婚等を加味すれば民族と民族と互に接近することを得て、相互の感情が相柔らいで平和の理想境を實現することが出来るであらうと信じて居た。英國に於ては功利主義の唱道者たるゼレミー・ベンサム(自一七四八年至一八三二年)も亦平和主義を主張した。彼は戦争を豫防するには巧妙なる國際法を制定することを必要なりと論じ、又歐洲列強の軍備の縮小と植民地の開放を以て此平和の二大根本的條件であると論じた。佛國の社會主義の鼻祖サン・シモンは一八一四年に『歐洲改造意見』を發表して國際的利益のためには各國家はその利己心を犠牲にせなければならぬと説いた。

獨逸に於て最も著名なる平和論者はエマヌエル・カント(自一七二四年至一八〇四年)である。カントの平和思想の淵源は之を彼の哲學的人世觀に發して居る。カントの倫理學の根本は權利と自由とである、人間に權利と自由

あつて始めて道徳が行はれる。個人道徳も國家道徳も同様である。個人は人格者であると同時に、目的である。人格者たる個人が相集まつて國家を造るのである、各個人は一個の目的として取扱はれるべきものであつて手段として取扱はるべきものでない。是れ即ちカントの無上命令である、是と同様に國家も又一個の目的として取扱はるべきものであるから、相互の權利を承認しなればならない。何れの民族も獨立及び自由の權利を有して居る。國家は自分の幸福よりも正義を實現するを以て目的としなければならぬ。國家は正義を實現する道徳的團體である、若し正義が國內に於けると均しく國際間に於て行はれるならば、戰爭は豫防することが出来るであらう。一體戰爭は不公平及び無法の状態である、即ち一種の無政府状態であるからして、理性を以て之を承認することは出来ない。併ながら國家の聯盟が行はれない間は他國民より存在を脅かされる。國民は其權利を防禦する方法として戰爭に

従事しなければならぬ。故に正當防禦の戰爭は止むを得ざるものであるとカントは承認して居る。而して永久の平和は前途遼遠であるけれども、人類の終局に到達せんとしては、其道徳的精神的努力の結果何時か到達せられるであらうと云ふことをカントは信じて居る。カントの永久平和論中に次の八項目を載せて居る。

- 一、若し將來の戰爭に對して再び材料を保留するものあれば其平和條約は無効である。
- 二、大小如何を問はず獨立の國家は相續交換購買或は贈與に依つて他の國家の手に歸することは出来ない。
- 三、常備軍は漸次撤廢すべきものである。
- 四、國債は外交問題と關連して起してはならない。
- 五、如何なる國家も脅迫的に他國の憲法及び行政に干與してはならない。

六、加何なる國家も他國と戰ふに際しては將來自國の信用を傷けるが如き戰爭行爲をしてはならない。例へば刺客或は毒殺者を使用するが如き、或は敵對國に於て反逆を教唆し煽動する如き事である。

七、各國家の憲法は共和政治的でなければならぬ。

八、國際法は自由なる國家、自由なる國家の聯邦に其基礎を有せなければならぬ。

カントの此理想に照して考へる時は、此度の大戰爭に對して獨逸は其理想の何れをも行はざるのみならず、全然反對したる行動を取りたることは大いに慨くべき事である。獨逸軍は殆んど國際法のあらゆる點を無規し蹂躪して慘虐無道の戰爭を敢てしたのである。伯林大學の教授某博士は其態度に飽足らずして遂に飛行機に乗つて故國を去つたと迄傳へられて居るのである。

次いで茲に紹介しなければならぬのは十八世紀の終より十九世紀の初に於て獨逸の新進思想家の一人と目せられたるフリードリツヒ・クラウゼーの説である。彼は一七八一年に生れて一八三二年に死んだ。彼はミュンヘン大學の教授たらんとして、不幸その望みを果たすことが出来なかつた。かれはナポレオン戰爭の大悲劇を傍觀して、人民が塗炭の苦みを蒙つて居るのに非常なる同情を寄せて、どうしても戰爭は豫防しなければならぬと云ふ決心をしたのであつた。斯る事情の下に一八一四年の六月及び七月頃の伯林の或る雜誌に彼は論文を發表した。其題目は『世界的平和の基礎』にして『歐羅巴の内外の平和に對する一切の攻撃に對する正當なる防禦としての歐洲國際聯盟の一提案』と説明したのである。クラウゼーの考ふる所に依れば、苟くも永續的價値を有する平和の終局に達することの出来る國際聯盟は權利の確立でなければならぬ。權利は國際聯盟の唯一の而かも一切を支配する所の結核である。クラウゼーは其權利を此の如くに定義した。即ち合理的戰爭を決

定する一切の内外の條件の有機的全體を權利と稱する。別言すれば個人的たると社會的たるとを問はず、人間の運命を十分に達成せんが爲に必要なるものは權利である、更に通俗的に説明すれば、クラウゼーの權利と云ふは生命、自由、及び幸福の追求、或は生理的たると精神的たるとを問はず、個人の安全、個人の自由及び所有財産の安全と云ふことをも含蓄して居るのである。此聯盟に屬する各國家は完全なる自由を享有して居るのである。

一、國際的權利の下に、一國民が抑制せられる場合がある。聯盟に加入したる諸國民が他の國民に對して有害なる行動をなしたる一國を正當に罰することが出来る。併ながら此權利は權利夫れ自身が行はれる範圍内に於てのみ達せられることが出来るので、諸國民は其國民を罰することは出来るが、滅ぼすことは出来ない。

二、國際的尊敬及び權利は倫理的或ひは社會的自由と調和を保つものである。隨つて聯盟の實力は各國民の個人的自由を承認することにある。又各國の特殊なる國民的存在に對して尊敬を表する點にある。

三、眞の國際聯盟は教育及び立法に依つて、文化及び教育の一般的合理的方法を採用するのである。

四、國民的倫理と個人的倫理の平等均一なること。此提案せられたる國際聯盟は政府及び君主は個人としての人間よりも異なる道徳の種類を所有すると云ふが如き不名譽なる斷案を決して承認しない。又政治の領域に於ては虚偽及び詐欺を承認すると云ふが如きことを許さない、又權利は力に伴はなければならぬと云ふが如き思想をも認めない。

五、國際的政策を開放することである。何等の秘密を挾まざることである。陰謀術策を弄せずして正々堂々として國際的關係を行うと云ふことである。

六、國際聯盟は或る弱國を保護すると云ふが如き名目の下に或る民族を掠

奪し、或は滅亡せしめることを承認しない。

クラウゼーは斯る大精神に基いて國際聯盟を提唱したのであつて實に卓見と言はざるを得ないのである。然るに彼も亦其當時限られたる見聞を有する獨逸人たるを免かれずして、此聯盟の首府は來らんとする百年間は伯林に置き、其言語は獨逸語を用ゆることを主張して居るが、斯の如きは今日より見れば甚だ幼稚なる思想と言はざるを得ないのである。

以上の記述は極めて大體に互りて平和思想の發達と國際聯盟思想の進歩の大要を列ねたるものである。佛教にせよ、基督教にせよ、儒教にせよ、その根本義は平和仁愛を奨励するにあるはいふ迄もない。但し個人として之を守り得べけんも、國家民族として之を行ふことの至難なるを歴史は證明した迄である。支那に於て平和主義を力説したるは墨子であつた。非攻上篇に曰く「一人を殺さば之を不義と謂ふ、必ず一の死罪あり。若し此説を以て往かば

十人を殺さば不義を十重す。必ず十の死罪あり。百人を殺さば不義を百重す。必ず百の死罪あり。此の當きは天下の君子、皆知りて之を非とし、之を不義と謂ふ。今大に不義を爲し、國を攻むるに至りては則ち非とするを知らず、従つて之を譽め、之を義と謂ふ。情に其の不義を知らざるなり」と。墨子は王道を鼓吹して次の如く曰うてゐる。「古の仁人の天下を有つ者は必ず大國の説(霸道)に反し、天下の和を一にし、四海の内を總べ、こゝに天下の百姓を率ゐ、以て農めて上帝山川鬼神に臣事す。人を利すること多く、功又大なり是を以て天之を賞し、鬼之を富まし、人之を譽む。貴きこと天子となり、富天下を有たしめ、名天地に參し、今に至る迄廢せず、此即ち仁者の道なり。先王の天下を有つ所以のものなり。今、王公大人天下の諸侯は則ち然らず。將に必ず皆其の爪牙の士を差論(選擇の意)し、其の舟車の卒伍を比列せんとす。此に於て、堅甲利兵となり、以て往て無罪の國を攻伐し、其の國家邊境

七六
に入り、其禾稼を芟刈し、其の樹木を斬り、其の城郭を墮し、以て其の溝池を涇ぎ、其の牲牷を攘殺し、其の祖廟を燔潰し、其の萬民を勁殺し、其老弱を覆し、其重器を遷す、(中略)夫れ國を兼ね、軍を覆へし、萬民を賊虐し、以て聖人の緒を亂すは將に以て天を利するとなすか。夫れ天の人を取り以て天の邑を攻むるは此れ天民を刺殺し、振神の位を剝ぎ、社稷を傾覆し、其犠牲を攘殺するなり(下略)。是れ今日の侵略的帝國主義の批評と見て差支はない。

東西の聖賢、哲人、思想家がかくの如く平和思想を宣傳したるに拘らず、平和は容易に來らざるは如何なる理由に基くか、要するに人性中に存在する動物性の馴致征服容易ならざるがためである。然れども平和思想の宣傳は決して全然失敗してゐない。何となれば人類の歴史は平和の連続ならざると共に戦争の連続のみではない。時々戦争の發生したるは事實なれども、之を恒

久的に連續せしめなかつたのは聖賢及び思想家の感化である。思想は常に行為に先行する。思想が全然勝利を博すること不可能なるは之に従ふ行為の歩みが餘りに遅々たるがためである。

英人ノルマン・アンゼルス氏は一九一〇年に『大幻影』を公にし、戦争は一大幻影にして最早文明國の現實の問題とならない。蓋し列強の經濟上の關係錯綜して、戦争により互に失ふ所多く、得る所少しといふ説である。この説は當時多大の注目を惹き、著者は一躍して知名の士となつたことは余自ら英國留學中に於て實見したのであつた。之にも拘らず空前の大戦争が突發したのである。ノルマン・アンゼルス氏の豫言が適中しなかつた。彼自ら大幻影に捉はれた爲であつたらうか。吾人は必ずしもしかく考ふることが出來ぬノルマン・アンゼルス氏の思想も亦實際政治、外交、軍事を司る人々のそれよりも進んでゐるといふに外ならない。

さもあらばあれ、吾人は毫も失望するに及ばない。ノルマン・アンゼルス氏が「大幻影」の第三版に述べた如く、「文明史上唯一の永遠の革命は思想の革命より結果するのである。」人類の思想が進歩するに従ひて平和の實現はますますその可能性を發揮するものである。國際聯盟が成立した一事は幾分か之を裏書きしてゐる。釋迦、基督、孔子以來東西に現はれし志士仁人の理想は失敗に終らない。着々として實現せられつゝあるのである。

第七章 國際聯盟の先驅者

吾人は此章に於て各種の國際的會合の發達及び其成立を説いて、世界の趨勢の向ひつゝ、あつた點を高調しようと思ふ。一九一〇年七月ブラツセル市に於て關稅公表に關する國際的會議があつて、調印した國々は、埃洪國、白耳義、丁抹、佛蘭西、希臘、英國、伊太利、和蘭、葡萄牙、羅馬尼亞、露西亞

瑞西、西班牙、コンゴ自由國、暹羅、北米合衆國、アルゼンチナ、ボリヰア、智利、コスタリカ、ゴテマラ、ハイチ、墨西哥、バラグエー、白露ウulgエー、ヴェネヰエラ等であつた。日本、獨逸、埃及、コロンビア、サン・ドミンゴ、エクアドール、ホンヰラス、ニカラグア、ブラヂル、バルガリア、セルヰア、波斯、支那、那威、瑞典及びバナマは之に同意した。この會合は、「關稅公表國際同盟」と命名せられた。その目的とする處は各國共通の費用にて各國の關稅及びその變動を正確に迅速に各國に通知するにありて、本部はブラツセルに設けられた。

一八七五年五月、埃洪國、アルゼンチナ、白耳義、丁抹、佛蘭西、獨逸、伊太利、白露、葡萄牙、露西亞、瑞典、那威、瑞西、西班牙、土耳其、北米合衆國、ヴェネヰエラ、等の國々が國際メートル會議を開き、日本、英國、墨西哥、羅馬尼亞、及びセルヰアは之に賛成した。この會合は六年に一回

開會の申し合せをなし、度量衡の制度の改進を計るにあつた。而して國際度量衡局は巴里に設けられた。又總會に於て各國は一票の投票権を有するところが規定せられた。會長、書記及び局長は異なる國々の人々でなければならぬといふ規約は注目を値した。

一八九〇年十月ベルン市に於て鐵道貨物運輸に關する國際的會合が開かれ、奧國、白耳義、佛蘭西、獨逸、伊太利、リヒテンスタイン、ルクセンブルグ、和蘭、露西亞、瑞西が調印し、丁抹と羅馬尼亞とが賛成した。是等の國は中央局を設立して國際運輸によりて生ずる計算決定の仲裁者たらしむることを決議した。

一八七四年十月にベルン市に於て、二十一國より成る萬國郵便同盟が開會せられた。その後この同盟は一八七八年七月、巴里に於て、一八八五年、リスボンに於て、一八九一年維也納に於て、一八九八年華盛頓に於て、一九〇六年羅馬に於て開かれた。參加國は次第に増加して殆んど世界各國を網羅するに至つた。この同盟の國際局は各國政府の負擔にて、瑞西に設けられ、同國遞信省の管理の下に託せられた。もし兩國間に書留小包の紛失のために爭議の生ずる場合には局外第三國の仲裁を仰ぐことなどは注目すべき規約の一であつた。

一八七五年ベトログラードに於て萬國電信同盟が設立せられ、世界各國之に加入した。ベルンに「電信行政國際局」が設けられた。この會議には各政府は各一票の投票権を有した。一八八七年三月、巴里の國際會議に於て海底電線の保護案が協議せられた。

前記の國際會議の外に、加入國数は少しといへども重要な點に於て決して譲る所なき諸種の會議を擧ぐれば、第一に數ふべきは河流通航法に關するものである。即ち一八一五年三月に決定したる自由河流通航案や、一八六六年

の改正ライン河航行案等である。ライン河航行案には普魯亞、バーデン、バ
 ヴアリア、ヘッセ、佛蘭西、和蘭が協議に參與した。又ダニーブ河口通航案
 の會議には、奧地利、佛蘭西、英國、伊太利、普魯西、露西亞、土耳其等が
 代表せられた。一八八五年二月にはコンゴ及びニガール河通航案が成立し
 た。一八八八年十月コンスタンチノーブルに於てスエズ運河の航行に關する
 條約が奧洪國、佛蘭西、英國、獨逸、伊太利、和蘭、露西亞、西班牙及び土
 耳其の間に締結せられ、日本、丁抹、希臘、葡萄牙、瑞典、那威、支那が
 之に賛成した。

一八六四年八月ゼネヴァに於て「戰場に於ける傷病兵の狀態の改善に關
 する規約がバーデン、白耳義、丁抹、佛蘭西、英國、ヘッセ、伊太利、葡
 萄牙、サクソニー、瑞典、瑞西、西班牙及び北米合衆國の間に成立し、日本、
 奧洪國、アルゼンチナ、ボリヴィア、バルガリア、智利、コンゴ國、希臘

ホンヅラス、ルクセンブルグ、モンテネグロ、ニカラグア、波斯、ベル、羅
 馬尼亞、露西亞、サン・サルヴァドル、セルヴィア、暹羅、土耳其、ヴェネツ
 エラ等によりて協賛せられた。一八九九年のヘーグ平和會議に於て「陸戰の
 法規及び習慣に關する規約が成立した參加國は廿六であつた。この規約は第
 二回の平和會議に於て修正せられた。この會議に於ては一八六四年のゼネ
 ヴア會議の宣言が採川せられたのみならず、捕虜、對敵を攻撃する手段、間諜
 休戰の旗、降伏、休戰條約、敵國の領土内に於ける軍政、中立國の權利と義
 務、中立區域に於て交戦者の拘禁及び負傷兵の保護等に關する規約が加へら
 れた。海戰法の規定は定められなかつたが、ゼネヴァ宣言が海戰にも應川せ
 らるゝこと、なつた。一九〇七年のヘーグ會議に於て國際捕獲審檢所が成立
 した。これは超國家的の最初の裁判所であることは歴史的興味を呼び起すの
 である。

この外に一八八三年には産業所有權の會議、一八八六年には文藝作品保護の會議、一九一二年には惡疫豫防會議、一九一〇年には白奴及び不道德出版物の撲滅を目的とする會議、一九〇六年及び一九一三年の勞働保護の協約の如き、いづれも國際的性質を帯びたものであつた。

之に加ふるに一九〇二年西班牙が南北亞米利加諸國と締結したる仲裁裁判條約一九〇二年智利とアルゼンチナ間の仲裁裁判條約、一九〇三年の英佛仲裁裁判條約、一九〇四年、丁抹和蘭間の仲裁裁判條約、一九〇四年瑞西白耳義間の仲裁裁判條約、一九〇七年丁抹葡萄牙間の仲裁裁判條約、一九〇五年丁抹伊太利間の仲裁裁判條約、一九一二年英米仲裁裁判條約等が成立して、徐々として、しかも確乎として國際聯盟の出現を促したのである。

第八章 國際聯盟の成立とその内容

吾人は前々章に於て國際聯盟の思想の發達に就いて述べた。大體に於てはそれは一部の思想家もしくは小弱國の政治家が自家擁護のために擧げた聲と解せられない譯ではなかつた。過去の國際會議に於ては第一等國の使臣は沈黙を守り、第三四流の國家の代表者が常に平和論を主張した。然るに此度の大戰亂は英米佛の如き列強の政治家をして將來如何にして平和を維持し得るかを熱心に研究しはじめしめた。この動機となりたるは中歐同盟の恐るべき武力を發揮したことである。獨逸が多年戦備を修め、爪を磨き牙を鋭くして乗すべき機會を待つてゐたことは天下周知の事實である。然るに獨逸の武力は聯合軍側に於て豫想してゐたよりも遙かに強大であつた。此度の大戰争は結局獨逸及び中歐同盟の敗北に歸したが、彼等が將來捲土重來の壯舉を敢てせぬと限らない。聯合國は之に備へなければならぬ。多分此見地より國際聯盟の必要を英米佛が考へたのであらう。勿論之に加ふるに大戰争の禍害の

莫大なるに驚いたに違ひない。將來民族の精華たるべき青年は何千萬となく或は死し、或は傷いた、彈藥食糧の費用も思惟の外に出た。科學を極度に應用した新武器の製産費も驚目を値した。タンクにせよ、飛行機にせよ、飛行船にせよ、之に費されたる金額は並大抵ではない。同時に戰時中に充溢し切つた敵愾心の反動として平和に憧憬する心理作用も生じたことであらう。かくして國際聯盟の成否は平和會議の大眼目となつた。

ウイルソン大統領は政治學者にして實行的伎倆を兼備したる政治家である。彼は米國の聯邦政治に就いては深い造詣を有してゐる。彼の人道主義と米國政治史の教訓は彼をして國際聯盟の可能を確信せしめたことであらう。即ちウイルソンは米國聯邦政治に立脚したる國際聯盟を計畫したのであらう。

英國はまた世界無比の大帝國の中心に位してゐるから、英國の識者が國際聯盟に對して大に注目を拂ひたるは當然である。殊に少壯貴族中の俊髦たる

ロバート・セシル卿はアスキス内閣末期よりこの問題を研究したと稱せられる。又南阿の代表的人物スマツツ將軍も夙にこの方面の研究に志し、現に「國際聯盟」と題する小冊子を公にした程である。さればウイルソン大統領が稍々漠然たる大計畫を齎らし、之を具體化したのは英國の政治家であるといふて可なりであらう。この外に佛國前外相ブルヂョア氏の案があつたそのものである。これはヘーグ平和條約の精神を發揮するに努めたものであると傳へられる、此等諸案に基いて講和豫備委員が作り上げたものが昨年二月十四日に發表せられた原案である。

ウイルソン大統領が翌二十五日講和會議に於て試みた演説左に掲載する。

議長閣下、余は此會議において國際聯盟につき討議の開始を許されし事を無上の光榮と思惟す。吾人の此處に會合せるは二個の目的を有するが故なり。即ち一、現戰爭に依りて必要となれる應急の解決法を樹つる事。

二、更に應急の解決法のみならず進んで此解決法維持のため必要なる方法を此會議に於て協定し以て世界の平和を確保せんとする事。

是れなり。而して國際聯盟は以上二個の目的を實行するに於て必要缺くべからざるを信ず。何となれば應急の解決法については種々の複雑なる問題存在し、今日の決定を以てしては恐らく能く終局の解決を與へ得ざるものあるに依る多くの決定は其後に至るも考慮を要すべく、若干の改變を必要とするは予の容易に看取する所なり何となれば予自身の研究により判斷するに是等の諸問題は目下自ら判斷を下す事不可能なるが故なり。故に吾人は或機關を設立し、之によりて以て此會議の事業を完成せしむる事必要なり。

吾人の此處に會合せる目的は單に當面必要の取極めをなすのみに止まらずして、特殊なる世理界輿論の下に會合せしものなり。予は敢て誇張せる嫌ひなく、斯く言ひ得べし。即ち「吾人は政府の代表にあらずして、人民の代表者なり」と。従つて何處に於ても單に官邊を満足せしむるだけにては不十分にして、吾人は人類の希望を満足せしむることを必要とするものなり。現戰爭の重荷は關係諸國全住民の兩肩に烈

しく落ち來れり。此非常なる重荷が如何に戦線より轉じて文明世界の老若男女の上に、其家庭の上に投げ返されたるか、又如何に戰爭の眞の苦痛が政府の目の達し得ざる所に感ぜられ、人類の心臓の鼓動に觸れ合ふかに就ては予は殊更に之を陳ぶるの必要を見ず。而して吾人は是等人民より彼等を確實安全ならしむる處の平和の實現を命ぜられたり。吾人は人民より此苦痛を再來せざる様注意すべく命ぜられたり予は敢て言はんとなす、彼等人民が此痛苦を忍び得たる所以のものは、畢竟彼等は彼等を代表する所の當局者が戦後相會して、斯くの如き犠牲を再び拂ふが如き日ならしむる事を期待して疑はざりしが故なり。故に正義を行ひ、平和を持続すべき恒久的協定をなすは吾人の重大義務なり。是れ實に吾人の會合の主要目的なり。

取極めは結局或は一時的なるべし。されど世界國民が平和と正義とを維持するため努力は必ず恒久ならざるべからず。吾人は平和と正義のため恒久的方法を創定することを得べきも、唯恒久的決定をなす能はざるやも知れず。吾人は能ふ限り世界の實情を詳にして、心中に明瞭ならしむを要す。科學上の大發見實驗室に於ける平和なる研究、平和なる行動が却て今日文明の破壊物となりしを見るは實に驚くべき

事ならずや。破壊力は其數に於ては餘り増大せざりしも、其範圍を大に擴大せり。吾人のため敗れたる獨逸人は其科學的研究及び會見の主要中心地を有し、彼等は此科學をば迅速にして完全なる破壊をなす爲に使用したり。科學と軍隊とを以て文明の域内に保留せしめんがためには、只吾人の注意深く且間斷なき協力を要す。或意味より云へば、米國は此國際聯盟問題に就ては茲に會合せる他の諸國の如く、切實なる利害を有せざるものなり。領土の廣大なると海を隔つる事遠きとにより米國は他國の如く敵國の攻撃を蒙るの虞大ならず、從つて國際聯盟を主張する米國人の熱心——ソハ深甚至純なる熱心なり——は恐怖又は不安より生じたるものにあらずして一の理想に發シシカも此理想は今や現戦争によつて國民の自覺となれるものなり。米國の參戰せんとするや、米國は一瞬時と雖も歐洲の政治、亞細亞の政治或は其他世界何處の政治にも干渉せんとするの意思なかりき。米國の思ふ所は唯今日世界が凡ゆる種類凡ゆる場所の人々に對する正義と自由の一事あるのみとする自覺に達したりといふ一點なりき。若し此戦争の結果單に多數の歐洲問題の解決を致すに止まらば、此戦争は畢竟無用の戦争とならん。是等の歐洲問題解決の實行保障中に世界

の聯合各國をして絶えず世界の平和を監督せしむる保障あるにあらずんば、米國或は此歐洲解決の保障に参加するの權なしと感ずる事あらん。之によつて予の觀る所を以てするに此國際聯盟をして世界各國に取りて死活的關係ある制度、換言すれば臨時發生する事件に對抗する一時便宜策たるに止まらず、常に世界國民の利害を細心監視するの作用ある程の制度あらしめんには、吾人は我細心の智力を擧げて此の問題に熱注せざるべからず。爾して國際聯盟の連續的生存は死活的關係あるものとして、吾人の監視と努力とを寸時も中斷するを許さず。各國の視目は平生は常に共同利害を注視して須臾も眠らず、各國皆其監視注意の態度を怠らざるなり。吾人は此國際聯盟をして死活的關係あるものたらしむる能はずんば、吾人亦何の要かあらん。吾人は世界國民の豫期を失望せしめて止むべきか。世界各國民の思ふ所は今集まつて専ら此處に在り。余は歐洲に來て後諸國民を訪問し愉快なる經驗を重ねるを得たり。各國至る所において國民の聲は各種の代表者を経て我耳に達せり。其重要なものは國際聯盟に對する希望なり。

諸君人類の特權階級は今や人類の治者にあらずして、人類の禍福は全世界における

平民の手中に歸せり。平民を満足せしむるを得ば是れ諸君は彼等の信頼に報いたるものなり。豈平和を確立したりとのみ云はんや。彼れ等を満足せしむる能はざらんか、諸君は今如何なる解決策を議定すとも世界の平和をして永久に確立せしむる事も稍確實動きなき者たらしむる事も兩つながら不可能なるべし。諸君、諸君は米國代表者が此國際聯盟の大計畫を贊助するに至れる目的を審かに想像し得る事と思ふ吾人は國際聯盟を以て全問題の鍵輪なりと思惟す。吾人の意圖及び理想は此内に表現せられ、而して世界の凡ゆる國民又皆之を解決の基礎となすことを承認したり。若し吾人にして此の計畫を實現するため我全力を盡すに至らずして半途歸國するが如きことあらば、吾人は我同胞市民の侮蔑を受けんも何等辯疏の辭なかるべし。我同胞市民は一團體にして一大民衆國を構成する。彼等は予等が此處に來て彼等のために辯説し盡瘁すべき事を豫期せり。吾人に命じたる委託事項に従ふの外取るべき途なし。而して吾人が最大の熱情と欣快の念とを以て彼等の委任を受諾せり。此の聯盟は全問題の鎖鑰なるが故に、吾人は我一切の心意を擧げて茲に集注せしめたり。之に對する訓令の一事項をも忽せにする事を敢てせざるべし。吾人は此問題の擁護

者として如何なる問題と互譲するを敢てせざるべし。此問題とは即ち此世界の平和なり、正義の態度なり、下記の原則なり、即ち吾人は人民の主人にあらずして其臣僕なり。吾人の茲に來れるは世界一切の國民をして彼等の願ふ儘に自家の主人を選擲して、自家の運命を支配せしむるや専心注視せんとするにありといふの原則なり。然り、吾人が今日此處に來れるは此戦争の基礎其物を世界より一掃せしむる様専心注視するがためなり。然らば是等の基礎とは何ぞや。治者及び軍閥なり。小團體の私意なり。大國の小國に對する侵略なり。干戈の力によつて意志なき臣民を結合せしめつゝある帝國の組織なり。個人の小團體が己れの意味を強行せんがため、人民一個の機械として使用するの基たる機力なり。世界の平和を確立せんには是等の事物より世界を解放する以外に途あるを得ず。夫れ然り、米國の目的は定まれり。米國代表者は茲に來りて、善後の辦法を考定するに苦慮するの煩累あるなし。何となれば彼等の執るべき原則は既に業に一定して、彼等に授與せられればなり。然して何等の幸ぞ國際聯盟たる大任務の開創に任すべき意思高邁なる人士は皆此の原則を採て解決の大方針となす事を承認したり。世界は吾人が國際聯盟の原則を採用

し、而して吾人は誠意を以て有効なる方法を樹て是等の原則を實行せんと企圖するものなる事を知るの日——予は必ず其之を知るの日あるを確信す——吾人が既に此一事によつて世界各方面に於ける人士が心中に抱く重荷憂悞の大部分を除去したるものなる事を信す。吾人特殊の立場に立てり。予は此地にありて街上を往來する時、到る處米國軍人を見る。是等軍人は我目的を聲明したる後初めて交戦せんため茲に來れるものなり、彼等は單に此の戦争に加擔のためのみならず、主義目的を成就せんがための十字軍として渡來せるものなり。予は特に彼等に對して責任を有す。何となれば彼等に向つて参戦を求めたる根本の目的を設定したるは予にはかならざればなり。予は彼等と等しく前記の諸問題に對しては、又一個の十字軍士なり。吾人は彼等をして参戦の目的を成就せしむるに必要なものは我名譽に懸けて如何なる犠牲をも如何なる勞苦をも厭ふべきにあらざるなり。予は本問題に付いては我國の立場が孤立的ならざるを知りて自ら喜ぶものなり。何となれば吾人の左右前後、此目的の擁護者にあらざるなければなり。予が茲に以上の言をなすものは他なし、吾人が此の光榮ある大陸及び東方の政治團體より指名せられて、茲に來れる吾人を

して、國際聯盟問題の全問題の鎖鑰なる事を提議するの任に當らしめんがためなりと、又我が議長の寛宏なる眞意を以て特に予を選んで此討議を開始せしめたる所以とを理解せしめんがためなり。此言明は吾人が獨り此思想を代表主張すると言ふが故にあらずして、吾人は諸君と提携して此目的を主張するの特權を有するが故なり。予に以上の言あるは唯聯盟問題に對する吾人心中の熱情の基礎たる所のものを諸君に開示せんと試みしがためなり。余の見る所を以てするに是等の基礎は古來人類の非行及び同情に發源し、世界は今此問題に熱狂しつゝあるを見るべし。(アヴァス通信)(大阪毎日)

ウイルソン大統領の演説は堂々たるものにして天馬空を行くの趣きがあつた。彼れ得意の絶頂に立ちて、後は米國上院の反對を夢想だにすること能はず、この雄大なる宣言をなしたものである。彼の豫言者の態度は實際政治家のそれを超越したるものと考ふれば、彼の言ふ所は傾聽を値する。

さて講和委員會の國際聯盟案は、四國會議、三頭會議、及び同豫備會議委

員會の審査を経、五月二日の總會に於て修正案として提出せられ通過した。而して五月七日の聯合側と獨逸側との立會の講和本會議に於て平和條約案の首章となりて、獨逸委員の前に提出せられた。六月二十八日兩側に於て平和條約調印濟となり獨逸は程なく之に批准し、伊太利は十月六日、英國は十月七日、佛蘭西は十月十三日、日本は十月三十日に批准を了した、即ち規定の三國以上の批准を経たるが故に、平和條約は合法的に成立し、従つて國際聯盟規約もその法律的效力を生ずるに至つた。

左に國際聯盟規約の全文を掲ぐ。同盟及び聯合國と獨逸國との平和條約の第一編である。

國際聯盟規約

締約國ハ

戰爭ニ訴ヘサルノ義務ヲ受諾シ

各國間ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規律シ

各國政府間ノ行爲ヲ律スル現實ノ規準トシテ國際法ノ原則ヲ確立シ

組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ且嚴ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重シ以テ國際協約ヲ促進シ且各國間ノ平和安寧ヲ完成セムカ爲

茲ニ國際聯盟規約ヲ協定ス

第一條

本規約附屬書列記ノ署名國及留保ナクシテ本規約ニ加盟スル該附屬書列記ノ爾餘諸國ヲ以テ國際聯盟ノ原聯盟國トス右加盟ハ本規約實施後二月以内ニ宣言書ヲ聯盟事務局ニ寄託シテ之ヲ爲スヘシ右ニ關シテハ一切ノ他ノ聯盟國ニ通告スヘキモノトス

附屬書ニ列記セサル國、領地又ハ植民地ニシテ完全ナル自治ヲ有スルモノハ其ノ加入ニ付聯盟總會三分ノ二ノ同意ヲ得ルニ於テハ總テ聯盟國トナルヲ得但シ其ノ國際義務遵守ノ誠意アルコトニ付有效ナル保障ヲ與ヘ且其ノ陸海及空軍ノ兵力其ノ他ノ軍備ニ關シ聯盟ノ定ムルコトアルヘキ準則ヲ受諾スルコトヲ要ス

聯盟國ハ二年ノ豫告ヲ以テ聯盟ヲ脫退スルコトヲ得但シ脫退ノ時迄ニ其ノ一切ノ國際

第八章 國際聯盟の成立とその内容

上及本規約上ノ義務ハ履行セラレタルコトヲ要ス

第二條

本規約ニ依ル聯盟ノ行動ハ聯盟總會及聯盟理事會並附屬ノ常設聯盟事務局ニ依リテ之ヲナスヘキモノトス

第三條

聯盟總會ハ聯盟國ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス
聯盟總會ハ聯盟本部所在地又ハ別ニ定ムルコトアルヘキ地ニ於テ定期ニ及必要ニ應シ
隨時ニ之ヲ開ク
聯盟總會ハ聯盟ノ行動範圍ニ屬シ又ハ世界ノ平和ニ影響スル一切ノ事項ヲ其ノ會議ニ
於テ處理ス
聯盟國ハ聯盟總會ノ會議ニ於テ各一箇ノ表決權ヲ有スヘク且三名ヲ超エサル代表者ヲ
出スコトヲ得

第四條

聯盟理事會ハ主タル同盟及聯合國ノ代表者並他ノ四聯盟國ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス
該四聯盟國ハ聯盟總會其ノ裁量ニ依リ隨時之ヲ選定ス聯盟總會カ第一次ニ選定スル四
聯盟國ニ於テ其ノ代表者ヲ任命スル迄ハ白耳義國、伯刺西爾國、西班牙國及希臘國ノ代
表者ヲ以テ聯盟理事會員トス
聯盟理事會ハ聯盟總會ノ過半數ノ同意アルトキハ聯盟理事會ニ常ニ代表者ヲ出スヘキ
聯盟國ヲ追加指定スルコトヲ得聯盟理事會ハ同會ニ代表セシムル爲聯盟總會ノ選定ス
ヘキ聯盟國ノ數ヲ前同様ノ同意ヲ以テ増加スルコトヲ得
聯盟理事會ハ聯盟本部所在地又ハ別ニ定ムルコトアルヘキ地ニ於テ必要ニ應シ隨時ニ
且少クトモ毎年一回之ヲ開ク
聯盟理事會ハ聯盟ノ行動範圍ニ屬シ又ハ世界ノ平和ニ影響スル一切ノ事項ヲ其ノ會議
ニ於テ處理ス
聯盟理事會ニ代表セラレサル聯盟各國ハ特ニ其ノ利益ニ影響スル事項ノ審議中聯盟理
事會會議ニ理事會員トシテ列席スル代表者一名ノ派遣ヲ招請セラルヘシ
聯盟理事會ニ代表セラルル聯盟各國ハ聯盟理事會會議ニ於テ一箇ノ表決權ヲ有スヘク
且一名ノ代表者ヲ出スコトヲ得

第八章 國際聯盟の成立とその内容

第五條

本規約中又ハ本條約ノ條項中別段ノ明文アル場合ヲ除クノ外聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ會議ノ議決ハ其ノ會議ニ代表セララルル聯盟國全部ノ同意ヲ要ス
聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ會議ニ於ケル手續ニ關スル一切ノ事項ハ特殊事項調査委員ノ任命ト共ニ聯盟總會又ハ聯盟理事會之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ其ノ會議ニ代表セララルル聯盟國ノ過半数ニ依リテ之ヲ決定スルコトヲ得
聯盟總會ノ第一回會議及聯盟理事會ノ第一回會議ハ亞米利加合衆國大統領之ヲ招集ス
ハシ

第六條

常設聯盟事務局ハ聯盟本部所在地ニ之ヲ設置ス聯盟事務局ニハ事務總長一名並必要ナル事務官及屬員ヲ置ク
第一次ノ事務總長ハ附屬書ニ之ヲ指定シ爾後ノ事務總長ハ聯盟總會過半数ノ同意ヲ以テ聯盟理事會之ヲ
聯盟事務局ノ事務官及屬員ハ聯盟理事會ノ同意ヲ以テ事務總長之ヲ任命ス

事務總長ハ聯盟總會及聯盟理事會ノ一切ノ會議ニ於テ其ノ資格ニテ行動ス
聯盟事務局ノ經費ハ萬國郵便聯合總理局ノ經費分擔ノ割合ニ從ヒ聯盟國之ヲ負擔ス

第七條

聯盟本部所在地ハ「ジュネーヴ」トス
聯盟理事會ハ何時タリトモ其ノ議決ニ依リ他ノ地ヲ以テ聯盟本部所在地ト爲スコトヲ得
聯盟ニ關シ又ハ之ニ附帶スル一切ノ地位ハ聯盟事務局ノ地位ト共ニ男女均シク之ニ就クコトヲ得
聯盟國代表者及聯盟職員ハ聯盟ノ事務ニ從事スル間外交官ノ特權及免除ヲ享有ス
聯盟、聯盟職員又ハ聯盟會議參列代表者ノ使用スル建物其ノ他ノ財產ハ之ヲ不可侵トス

第八條

聯盟國ノ平和維持ノ爲ニハ其ノ軍備ヲ國ノ安全及國際義務ヲ協同動作ヲ以テスル強制ニ支障ナキ最低限度迄縮小スルノ必要アルコトヲ承認ス

第八章 國際聯盟の成立とその内容

聯盟理事會、各國政府ノ審議及決定ニ資スル爲各國ノ地理的地位及諸般ノ事情ヲ參酌シテ軍備縮小ニ關スル案ヲ作成スヘシ
 該案ハ少ナクトモ十年毎ニ再審議ニ付セラル可ク且更正セラルヘキモノトス
 各國政府前記ノ案ヲ採用シタルトキハ聯盟理事會ノ同意アルニ非サレハ該案所定ノ軍備ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ス
 聯盟國ハ民業ニ依ル兵器彈藥及軍用器材ノ製造力重大ナル非議ヲ免レサルモノナルコトヲ認ム仍テ聯盟理事會ハ該製造ニ伴フ弊害ヲ防遏シ得ル方法ヲ具申スヘシ尤モ聯盟國中其ノ安全ニ必要ナル兵器彈藥及軍用器材ヲ製造シ得サルモノノ需要ニ關シテハ相當斟酌スヘキモノトス
 聯盟國ハ其ノ軍備ノ規模、陸海及空軍ノ企畫並軍事上ノ目的ニ供用シ得ヘキ工業ノ狀況ニ關シ十分ニシテ隔意ナキ報道ヲ交換スヘキコトヲ約ス

第九條

第一條及第八條ノ規定ノ實行並陸海及空軍問題全般ニ關シテハ聯盟理事會ニ意見ヲ具申スヘキ常設委員會ヲ設置スヘシ

第十條

聯盟國ハ聯盟各國ノ領土保全及現在ノ政治的獨立ヲ尊重シ且外部ノ侵略ニ對シ之ヲ擁護スルコトヲ約ス右侵略ノ場合又ハ其ノ脅威若ハ危險アル場合ニ於テハ聯盟理事會ハ本條ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ具申スヘシ

第十一條

戰爭又ハ戰爭ノ脅威ハ聯盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トナ問ハス總テ聯盟全體ノ利害關係事項タルコトヲ茲ニ聲明ス仍テ聯盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有效ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス此ノ種ノ事變發生シタルトキハ事務總長ハ何レカノ聯盟國ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事會ノ會議ヲ招集スヘシ
 國際關係ニ影響スル一切ノ事態ニシテ國際ノ平和又ハ其ノ基礎タル各國間ノ良好ナル了解ヲ攪亂セムトスル虞アルモノニ付聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ注意ヲ喚起スルハ聯盟各國ノ友誼的權利ナルコトヲ併セテ茲ニ聲明ス

第十二條

聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛爭發生スルトキハ當該事件ヲ仲裁裁判

第八章 國際聯盟の成立とその内容

又ハ聯盟理事會ノ審査ニ付スヘク且仲裁裁判官ノ判決後又ハ聯盟理事會ノ報告後月ヲ經過スル迄如何ナル場合ニ於テモ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス
本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ仲裁裁判官ノ判決ハ相當期間内ニ、聯盟理事會ノ報告ハ紛爭事件付託後六月以内ニ之ヲ爲スヘシ

第十三條

聯盟國ハ聯盟國間ニ仲裁裁判ニ付シ得ト認ムル紛爭ヲ生シ其ノ紛爭カ外交手段ニ依リテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハサルトキハ當該事件全部ヲ仲裁裁判ニ付スヘキコトヲ約ス
條約ノ解釋、國際法上ノ問題、國際義務ノ違反ト爲ルヘキ事實ノ存否竝該違反ニ對スル賠償ノ範圍及性質ニ關スル紛爭ハ一般ニ仲裁裁判ニ付シ得ル事項ニ屬スルモノナルコトヲ聲明ス

審理ノ爲紛爭事件ヲ付託スヘキ仲裁裁判所ハ當事國ノ合意ヲ以テ定メ又ハ當事國間ニ現存スル條約ノ規定ノ定ムル所ニ依ル

聯盟國ハ一切ノ仲裁判決ヲ誠實ニ履行スヘク且判決ニ服スル聯盟國ニ對シテハ戰爭ニ

訴ヘサルコトヲ約ス判決ヲ履行セサルモノアルトキハ聯盟理事會ハ其ノ履行ヲ期スル爲必要ナル處置ヲ提議スヘシ

第十四條

聯盟理事會ハ常設國際司法裁判所設置案ヲ作成シ之ヲ聯盟國ノ採擇ニ付スヘシ該裁判所ハ國際的性質ヲ有スル一切ノ紛爭ニシテ其ノ當事國ノ付託ニ係ルモノヲ裁判スルノ權限ヲ有ス尙該裁判所ハ聯盟理事會又ハ聯盟總會ノ諮問スル一切ノ紛爭又ハ問題ニ關シ意見ヲ提出スルコトヲ得

第十五條

聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛爭發生シ第十三條ニ依ル仲裁裁判ニ付セラレサルトキハ聯盟國ハ當該事件ヲ聯盟理事會ニ付託スヘキコトヲ約ス何レノ紛爭當事國モ紛爭ノ存在ヲ事務總長ニ通告シ以テ前記ノ付託ヲ爲スコトヲ得事務總長ハ之カ十分ナル取調及審理ニ必要ナル一切ノ準備ヲ爲スモノトス

此ノ目的ノ爲紛爭當事國ハ成ルヘク速ニ當該事件ニ關スル陳述書ヲ一切ノ關係事實及書類ト共ニ事務總長ニ提出スヘク聯盟理事會ハ直ニ其ノ公表ヲ命スルコトヲ得

第八章 國際聯盟の成立とその内容

聯盟理事會ハ紛争ノ解決ニカムヘク其ノ努力效ヲ奏シタルトキハ其ノ適當ト認ムル所ニ依リ當該紛争ニ關スル事實及説明並其ノ解決條件ヲ記載セル調書ヲ公表スヘシ
紛争解決ニ至ラサルトキハ聯盟理事會ハ全會一致又ハ過半數ノ表決ニ基キ當該紛争ノ事實ヲ述ヘ公正且適當ト認ムル勸告ヲ載セタル報告書ヲ作成シ之ヲ公表スヘシ
聯盟理事會ニ代表セラルル聯盟國ハ何レモ當該紛争ノ事實及之ニ關スル自國ノ決定ニ付陳述書ヲ公表スルコトヲ得

聯盟理事會ノ報告書カ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タルモノナルトキハ聯盟國ハ該報告書ノ勸告ニ應スル紛争當事國ニ對シ戰爭ニ訴ヘサルヘキコトヲ約ス

聯盟理事會ニ於テ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意アル報告書ヲ得ルニ至ラサルトキハ聯盟各國ハ正義公道ヲ維持スル爲必要ト認ムル處置ヲ執ルノ權利ヲ留保ス

紛争當事國ノ一國ニ於テ紛争カ國際法上專ラ該當事國ノ管轄ニ屬スル事項ニ付生シタルモノナルコトヲ主張シ聯盟理事會之ヲ是認シタルトキハ聯盟理事會ハ其ノ旨ヲ報告

シ且之カ解決ニ關シ何等ノ勸告ヲモ爲ササルモノトス

聯盟理事會ハ本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ紛争ヲ聯盟總會ニ移スコトヲ得紛争當事國一方ノ請求アリタルトキハ亦之ヲ聯盟總會ニ移スヘシ但シ右請求ハ紛争ヲ聯盟理事會ニ付託シタル後十四日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

聯盟理事會ノ行動及權限ニ關スル本條及第十二條ノ規定ハ聯盟總會ニ移シタル事件ニ關シ總テ之ヲ聯盟總會ノ行動及權能ニ適用ス但シ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ聯盟理事會ニ代表セラルル聯盟各國代表者及爾餘過半數聯盟國ノ代表者ノ同意ヲ得タル聯盟總會ノ報告書ハ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タル聯盟理事會ノ報告書ト同一ノ效力ヲ有スヘキモノトス

第十六條

第十二條、第十三條又ハ第十五條ニ依ル約束ヲ無視シテ戰爭ニ訴ヘタル聯盟國ハ當然他ノ總テノ聯盟國ニ對シ戰爭行爲ヲ爲シタルモノト看做ス他ノ總テノ聯盟國ニ對シ直ニ一切ノ通商上又ハ金融上ノ關係ヲ斷絶シ自國民ト違約國國民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ且聯盟國タルト否トヲ問ハズ他ノ總テノ國ノ國民ト違約國國民トノ間ノ一切ノ金融

第八章 國際聯盟の成立とその内容

上通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス

聯盟理事會ハ前項ノ場合ニ於テ聯盟ノ約束擁護ノ爲使用スヘキ兵力ニ對スル聯盟各國ノ陸海又ハ空軍ノ分擔程度ヲ關係各國政府ニ提案スルノ義務アルモノトス

聯盟國ハ本條ニ依リ金融上及經濟上ノ措置ヲ執リタル場合ニ於テ之ニ基ク損失及不便ヲ最少限度ニ止ムル爲相互ニ支持スヘキコト、聯盟ノ一國ニ對スル違約國ノ特殊ノ措置ヲ拒スル爲相互ニ支持スヘキコト、並聯盟ノ約束擁護ノ爲協力スル聯盟國軍隊ノ版圖内通過ニ付必要ナル處置ヲ執ルヘキコトヲ約ス

聯盟ノ約束ニ違反シタル聯盟國ニ付テハ聯盟理事會ニ代表セラレル他ノ一切ノ聯盟國代表者ノ聯盟理事會ニ於ケル一致ノ表決ヲ以テ聯盟ヨリ之ヲ除名スル旨ヲ聲明スルコトヲ得

第十七條

聯盟國ト非聯盟國トノ間又ハ非聯盟國相互ノ間ニ紛争ヲ生シタルトキハ此ノ種紛争解決ノ爲聯盟國ノ負フヘキ義務ヲ該非聯盟理事會ノ正當ト認ムル條件ヲ以テ受諾アリタル場合ニ於テハ第十二條乃至第十六條ノ規定ハ聯盟理事會ニ於テ必要ト認ムル修正

加ヘテ之ヲ適用ス

前項ノ勸誘ヲ爲シタルトキハ聯盟理事會ハ直ニ紛争事情ノ審査ヲ開始シ當該事情ノ下ニ於テ最善且最有效ト認ムル行動ヲ勸告スヘシ

勸誘ヲ受ケタル國カ此ノ種紛争解決ノ爲聯盟國ノ負フヘキ義務ノ受諾ヲ拒ミ聯盟國ニ對シ戦争ニ訴フル場合ニ於テハ第十六條ノ規定ハ該行動ヲ執ル國ニ之ヲ適用ス

勸誘ヲ受ケタル紛争當事國ノ雙方カ此ノ種紛争解決ノ爲聯盟國ノ負フヘキ義務ノ受諾ヲ拒ム場合ニ於テハ聯盟理事會ハ敵對行爲ヲ防止シ紛争ヲ解決スヘキ措置及勸告ヲ爲スコトヲ得

第十八條

聯盟國カ將來締結スヘキ一切ノ條約又ハ國際約定ハ直ニ之ヲ聯盟事務局ニ登録シ聯盟事務局ハ成ルヘク速ニ之ヲ公表スヘシ右條約又ハ國際約定ハ前記ノ登録ヲ了スル迄ノ其ノ拘束力ヲ生スルコトナカルヘシ

第十九條

聯盟總會ハ適用不能ト爲リタル條約ノ再審議又ハ繼續ノ結果世界ノ平和ヲ危殆ナラシ

第八章 國際聯盟の成立とその内容

△ヘキ國際狀態ノ審議ヲ隨時聯盟國ニ傳遞スレコトヲ得

第二十條

聯盟國ハ本規約ノ條項ト兩立セサル聯盟國相互間ノ義務又ハ了解力各自國ノ關スル限リ總テ本規約ニ依リ廢棄セラルヘキモノナルコトヲ承認シ且今後本規約ノ條項ト兩立セサル一切ノ約定ヲ締結セサルヘキコトヲ誓約ス

聯盟國ト爲ル以前本規約ノ條項ト兩立セサル義務ヲ負擔シタル聯盟國ハ直ニ該義務ノ解除ヲ得ルノ處置ヲ執ルコトヲ要ス

第二十一條

本規約ハ仲裁裁判條約ノ如キ國際約定又ハ「モンロー」主義ノ如キ一定ノ地域ニ關スル了解ニシテ平和ノ確保ヲ目的トスルモノ、効力ニ何等ノ影響ナキモノトス

第二十二條

今次ノ戰爭ノ結果從前支配シタル國ノ統治ヲ離レタル植民地及領土ニシテ近代世界ノ激甚ナル生存競争狀態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民ノ居住スルモノニ對シテハ該人民ノ福祉發達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命ナルコト及其ノ使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ

之ヲ包容スルコトノ主義ヲ適用ス

此ノ主義ヲ實現スル最善ノ方法ハ該人民ニ對スル後見ノ任務ヲ先進國ニシテ資源、經驗又ハ地理的位置ニ因リ最此ノ責任ヲ引受クルニ適シ且之ヲ受諾スルモノニ委任シ之ヲシテ聯盟ニ代リ受任國トシテ右後見ノ任務ヲ行ハシムルニ在リ

委任ノ性質ニ付テハ人民發達ノ程度、領土ノ地理的地位、經濟狀態其ノ他類似ノ事情ニ從ヒ差異ヲ設クルコトヲ要ス

從前土耳其帝國ニ屬シタル或部族ハ獨立國トシテ假承認ヲ受ケ得ル發達ノ程度ニ達シタリ尤モ其ノ自立シ得ル時期ニ至ル迄施政上受任國ノ助言及援助ヲ受ケヘキモノトス前記受任國ノ選定ニ付テハ主トシテ當該部族ノ希望ヲ考慮スルコトヲ要ス

他ノ人民殊ニ中央阿弗利加ノ人民ハ受任國ニ於テ其ノ地域ノ施政ノ責ニ任スヘキ程度ニ在リ尤モ受任國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限り良心及信教ノ自由ヲ許與シ奴隸ノ賣買又ハ武器若ハ火酒類ノ取引ノ如キ弊習ヲ禁止シ竝築城又ハ陸海軍根據地ノ建設及警察又ハ地域防衛以外ノ爲ニスル土民ノ軍事教育ヲ禁遏スヘキコトヲ保障シ且他ノ聯盟國ノ通商貿易ニ對シ均等ノ機會ヲ確保スルコトヲ要ス

第八章 國際聯盟の成立とその内容

西南阿弗利加及或南太平洋諸島ノ如キ地域ハ人口ノ稀薄、面積ノ狹小、文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ受任國領土ト隣接セルコト其ノ他ノ事情ニ因リ受任國領土ノ構成部分トシテ其ノ國法ノ下ニ施政ヲ行フヲ以テ最善トス但シ受任國ハ土著人民ノ利益ノ爲メ前記ノ保障ヲ與フルコトヲ要ス

各委任ノ場合ニ於テ受任國ハ其ノ委託地域ニ關スル年報ヲ聯盟理事會ニ提出スヘシ受任國ノ行フ權限監理又ハ施政ノ程度ニ關シ豫メ聯盟國間ニ合意ナキトキハ聯盟理事會ハ各場合ニ付之ヲ明定スヘシ

受任國ノ年報ヲ受理審査セシメ且委任ノ實行ニ關スル一切ノ事項ニ付聯盟理事會ニ意見ヲ具申セシムル爲メ常設委員會ヲ設置スヘシ

第二十三條

聯盟國ハ現行又ハ將來協定セラルヘキ國際條約ノ規定ニ遵由シ

(イ) 自國內ニ於テ及其ノ通商產業關係ノ及フ一切ノ國ニ於テ男女及兒童ノ爲ニ公平ニシテ人道的ナル勞働條件ヲ確保スルニ力メ且之カ爲メ必要ナル國際機關ヲ設立維持スヘシ

(ロ) 自國ノ監理ニ屬スル地域内ノ土著住民ニ對シ公正ナル待遇ヲ確保スルコトヲ約ス

(ハ) 婦人及兒童ノ賣買竝阿片其ノ他ノ有害藥物ノ取引ニ關スル取極ノ實行ニ付一般監視ヲ聯盟ニ委託スヘシ

(ニ) 武器及彈藥ノ取引ヲ共通ノ利益上取締ルノ必要アル諸國トノ間ニ於ケル該取引ノ一般監視ヲ聯盟ニ委託スヘシ

(ホ) 交通及通過ノ自由竝一切ノ聯盟國ノ通商ニ對スル衡平ナル待遇ヲ確保スル爲メ方法ヲ講スヘシ右ニ關シテハ千九百十四年乃至千九百十八年ノ戰役中荒廢ニ歸シタル地方ノ特殊ノ事情ヲ考慮スヘシ

(ヘ) 疾病ノ豫防及撲滅ノ爲國際利害關係事項ニ付措置ヲ執ルニ力ムヘシ

第二十四條

一般條約ニ依ル既設ノ國際事務局ハ當該條約當事國ノ承諾アルニ於テハ總テ之ヲ聯盟ノ指揮下ニ屬セシムヘシ國際利害關係事項處理ノ爲今後設ケラルヘキ國際事務局及委員會ハ總テ之ヲ聯盟ノ指揮下ニ屬セシムヘキモノトス

第八章 國際聯盟の成立とその内容

國際聯盟

一一四

一般條約ニ依リ規定セラレタル國際利害關係事項ニシテ國際事務局又ハ委員會ノ管理ニ屬セサルモノニ關シテハ聯盟事務局ハ當事國ノ請求ニ基キ聯盟理事會ノ同意ヲ得テ其ノ一切ノ關係情報ヲ蒐集頒布シ其ノ他必要又ハ望マシキ一切ノ援助ヲ與フヘシ聯盟理事會ハ聯盟ノ指揮下ニ屬セシメタル事務局又ハ委員會ノ經費ヲ聯盟事務局ノ經費中ニ編入スルコト得

第二十五條

聯盟國ハ全世界ニ互リ健康ノ増進、疾病ノ豫防及苦痛ノ輕減ヲ目的トスル公認ノ國民赤十字篤志機關ノ設立及協力ヲ獎勵促進スルコトヲ約ス

第二十六條

本規約ノ改正ハ聯盟理事會ヲ構成スル代表者ヲ出ス聯盟各國及聯盟總會ヲ構成スル代表者ヲ出ス過半数聯盟國之ヲ批准シタルトキ其ノ效力ヲ生スルモノトス右改正ハ之ニ不同意ヲ表シタル聯盟國ヲ拘束スルコトナシ但シ此ノ場合ニ於テ當該國ハ聯盟國タラサルニ至ルヘシ

附屬書

一 國際聯盟原聯盟國

平和條約署名國

亞米利加合衆國

白耳義國

「ポリウエイア」國

伯刺西爾國

英帝國

加奈陀

濠太利

南阿弗利加

新西蘭

印度

支那國

玖馬國

第八章 國際聯盟の成立とその内容

一一五

國際聯盟

「エクアドル」國

佛蘭西國

希臘國

「グアテマラ」國

「ハイチ」國

「ヘチヤーズ」國

「ホンヂユラス」國

伊太利國

日本國

「リベリア」國

「ニカラグア」國

巴奈馬國

祕露國

波蘭國

葡萄牙國

羅馬尼亞國

「セルブ、クロアイト、スロヴェニス」國

暹羅國

「チエツコ、スロヴァキア」國

「ウルグアイ」國

聯盟規約ニ加盟ヲ招請セラレタル國

亞爾然丁國

智利國

哥倫比亞國

丁抹國

和蘭國

諾威國

「バラグアイ」國

第八章 國際聯盟の成立とその内容

國際聯盟

波斯國

「サルヴァドル」國

西班牙國

瑞典國

瑞西國

「ヴェネズエラ」國

二 國際聯盟第一次事務總長

「サー、ジエームス、イーリツク、ドラモンド」

第九章 國際聯盟規約の批判

國際聯盟の目的は規約の前文に宣してある如く、「條約國ハ戰爭に訴へサルノ義務ヲ受諾シ、各國間ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規律シ、各國政府間ノ行爲ヲ律スル現實ノ規準トシテ國際法ノ原則ヲ確立シ、組織アル人民ノ相互

ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ、且嚴ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重シ、以テ國際協力ヲ促進シ、且各國間ノ平和安寧ヲ完成セムカ爲」である。

第一條より第七條迄は聯盟組織に關する規約である。

第一條は加入と脱退に關する規約である。原聯盟國は「本規約附屬書列記ノ署名國及密保ナクシテ本規約ニ加盟スル該附屬書列記ノ爾餘諸國」である。

加入聯盟國の條件としては「附屬書ニ列記ヒサル國、領地又ハ植民地ニシテ完全ナル自治ヲ有スルモノハ、其ノ加入ニ付聯盟總會三分ノ二ノ同意ヲ得ル

ニ於テハ、總テ聯盟國ト爲ルコトヲ得、但シ、其ノ國際義務遵守ノ誠意アル

コトニ付有效ナル保障ヲ與へ、且其ノ陸海及空軍ノ兵力、其他ノ軍備ニ關シ

聯盟ノ定ムルコトアルヘキ準則ヲ受諾スルコトヲ要ス」と記してある。

聯盟國は二年の豫告を以て聯盟することを得るが、脱退の時迄に規約上の義務を履行しなければならぬ。

第九章 國際聯盟規約の批判

第二條より第七條迄は聯盟總會、聯盟理事會、常設聯盟事務局に關する規約である。聯盟總會は聯盟國の代表者を以て組織し、聯盟の行動範圍に屬し、又は世界の平和に影響する一切の事項を處理する。聯盟國は總會會議に於て各一箇の表決權を有する、三名を超えざる代表者を出すことが出来る。投票權は一國一票であるが、加奈太、濠太利、南阿弗利加、新西蘭、印度は英國と共に國際聯盟に屬するが故に、英帝國は六票を有する譯である。是れは英國の植民地及び屬領が此度の大戰争に際して母國の危に趣いた勳功に酬ゆるためであらうけれども、英國のみが六票を有するは不公平の謗りを免れな

い。

聯盟理事會は主たる同盟及聯盟の代表者並に他の四聯盟國即ち既定の五大國及び假定の四個國合せて九個國の代表者を以て之を組織する。その第一次の四個國の代表者が決定する迄は、白耳義、伯刺西爾、西班牙、希臘の代表

者が聯盟理事會員となるわけである。聯盟理事會は聯盟總會の過半数の同意ある時は聯盟理事會に常に代表者を出すべき聯盟國を追加格定することを得、又同會に代表せしむるため聯盟總會の選定すべき聯盟國の數を前同様の同意を以て増加すること出来る。聯盟理事會は少くとも毎年一回開かねばならぬ。

聯盟本部所在地を「ジュネーヴ」を定めたることは一種の國際的慣例に從つたものかも知れないが、近代歐米の政治的、宗教的發達とジュネーヴとの關係を知る者にとりては興味ある決定である。

聯盟に關する一切の地位と聯盟事務局の地位とは男女均等であることを聲明してあるも注目すべき事である。

第八條は軍備制限を規定してある。

「聯盟國は平和維持ノ爲ニハ、其ノ軍備ヲ國ノ安全及國際義務ヲ協同動作ヲ

以テスル強制ニ支障ナキ最低限度迄縮小スルノ必要アルコトヲ承認ス」
 聯盟理事會は各國政府の審議及び決定に資するため、各國の地理的地位及諸般の事情を參酌して、軍備縮小に關する案を作成する責任があるが、該案は少くとも十年毎に再審議に付せられて更正せらるべきものと規定せられてある。

「各國政府前記ノ案を採用シタルトキハ、聯盟理事會ノ同意アルニ非レハ、該案所定ノ軍備ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ス。」

各國政府は果して前記の案を採用すべきや否や。これ問題たるのみならず、該案を作成することの大困難を豫想せざるをえない。

「聯盟國ハ民業ニ依ル兵器彈藥及軍用器材ノ製造が重大ナル非議ヲ免レサルモノナルコトヲ認ム」

兵器彈藥及軍用器材の製造が民業に依るは宜しからざる事なれども、これ

が必ずしも戰爭を不可能ならしめない。殊に大工場は容易に軍需品製造所に變せしむるを得れば、この項目を以て、絶對平和の保障と見做すことが出来ぬ。しかし民業のために往々にして禍を被りつ、ある國家なきにしもあらざれば、多少の意義の存するはいふ迄もない。苟くも軍備を有すれば之を擴大するも縮小するも各國の自由となる傾向がある。されば軍備制限とか縮小とかいふとはいふべくして行ふことの至難なる問題である。遠い將來に於て軍備の撤廢が斷行せらる、時はいざ知らず、近い將來に於て軍備の縮小を實現すること容易ならざることであらう。しかし軍備の縮小が國際聯盟の一項目となりたるは人生理想の一進歩として祝せざるをえない。

第十條及び第十一條は領土の保全に關する規約である。この條文は國際聯盟規約中に最も重きをなすものである。

「聯盟國ハ聯盟各國ノ領土保全及現在ノ政治的獨立ヲ尊重シ、且外部ノ侵略

ニ對シ、之ヲ擁護スルコトヲ約ス。(第十條)

戰爭又ハ戰爭ノ脅威ハ聯盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハズ、總テ聯盟全體ノ利害關係事項タルコトヲ茲ニ聲明ス。仍テ聯盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有效ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス。此ノ種ノ事變發生シタルトキハ事務總長ハ何レカノ聯盟國ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事會ノ會議ヲ召集スヘシ。

國際關係ニ影響スル一切ノ事態ニシテ國際ノ平和又ハ其ノ基礎タル各國間ノ良好ナル了解ヲ攪亂セムトスル虞アルモノニ付、聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ注意ヲ喚起スルハ聯盟各國ノ友誼的權利ナルコトヲ併セテ茲ニ聲明ス(第十一條)

領土保全は大に望ましき事であるが、現在の儘にて永久平和に入るとすれば、過去に於て侵略、攻撃、併呑によりて領土を擴大したる國は依然として

利權を獨占し小弱國は永久に發展する餘地がなくなる恐れがないと限らない。この理想を實現するには貿易、移住の絕對自由、海上の絕對自由、軍備の絕對撤廢、人種無差別、國際條約の絕對尊重とが必要となる。是等の條件なくして、領土の保全を計るは猶木によりて魚を求むるが如き類である。

第十二條より第十五條迄は仲裁々判の規約である。

『聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛爭發生スルトキハ、當該事件ヲ仲裁裁判又ハ聯盟理事會ノ審査ニ付スヘク、且仲裁裁判官ノ判決後、又ハ聯盟理事會ノ報告後、三月ヲ經過スル迄、如何ナル場合ニ於テモ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス。本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ仲裁裁判官ノ判決ハ相當期間内ニ、聯盟理事會ノ報告ハ紛爭事件付託後六月以内ニ之ヲ爲スヘシ。』

三月の餘裕の存するは此度英國が獨逸より不意打を喰つた經驗より割り出

したもので、三月あれば相當に戦争の準備が出来るからだと推測する人もある。吾人はこの説の是非を知らざれども兵は拙速を尊ぶもの故、愈々戦争と決定し、動員令までも下したる場合に於ては、三月も之を抑へしむることは殆んど不可能の事柄であるかも知れない。況んや實際に於ては更に六ヶ月を加へて九ヶ月となるに於てをやである。

「聯盟國は聯盟國間ニ仲裁裁判ニ付シ得ト認ムル紛争ヲ生シ、其ノ紛争ガ外交手段ニ依リテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハサルトキハ、當該事件全部ヲ仲裁裁判ニ付スヘキコトヲ約ス。條約ノ解釋、國際法上の問題、國際義務ノ違反ト爲ルヘキ事實ノ存否、竝該違反ニ對スル賠償ノ範圍及性質ニ關スル紛争ハ一般ニ仲裁裁判ニ付シ得ル事項ニ屬スルモノナルコトヲ聲明ス。」

要するに仲裁裁判は果して當事國を満足せしむる權威と信用とを具備し得

るやが問題である。又國家の獨立とか名譽とかに關する問題は仲裁裁判に付すに適しない。當事國に於て之に付するを適法と思惟する事件のみが仲裁裁判の問題となるであらう。

聯盟理事會は常設國際裁判所設置案を作成し、之を聯盟國の採擇に付すべしと第十四條に記してある。該裁判所は國際的性質を有する一切の紛争にし、其の當事國の付託に係るものを裁判する權限を有してゐる。若し聯盟國間に國交斷絶に至るの虞ある紛争發生し、第十三條に依る仲裁裁判に付せられざる時は聯盟國は當該事件を聯盟理事會に付託すべき事を約束しなければならぬことは第十五條に明記してある。

第十六條及び第十七條は違約國に對する聯盟の制裁を規定してある。

「第十二條、第十三條、又ハ第十五條ニ依ル約束ヲ無視シテ戦争ニ訴ヘタル聯盟國ハ當然他ノ總テノ聯盟國ニ對シ、戦争行爲ヲ爲シタルモノト看做ス。」

他ノ總テノ聯盟國ハ之ニ對シ、直ニ一切ノ通商上又ハ金融上ノ關係ヲ斷絶シ、自國民ト違約國民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ、且聯盟國タルト否トヲ問ハス、他ノ總テノ國ノ國民ト違約國民トノ間ノ一切ノ金融上通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス。」

「聯盟理事會ハ前項ノ場合ニ於テ聯盟ノ約束擁護ノ爲使用スヘキ兵力ニ對スル聯盟各國ノ陸海又ハ空軍ノ分擔程度ヲ關係各國政府ニ提案スルノ義務アルモノトス」

「聯盟國ハ本條ニ依リテ金融上及經濟上ノ措置ヲ執リタル場合ニ於テ、之ニ基ク損失及不便ヲ最少限度ニ止ムル爲、相互ニ支持スヘキコト、聯盟ノ一國ニ對スル違約國ノ特殊ノ措置ヲ抗拒スル爲、相互ニ支持スヘキコト、並ニ聯盟ノ約束擁護ノ爲、協力スル聯盟國軍隊ノ版圖内通過ニ付必要ナル處置ヲ執ルヘキコトヲ約ス。」

「聯盟ノ約束ニ違反シタル聯盟國ニ付テハ、聯盟理事會ニ代表セラル、他ノ一切ノ聯盟國代表者ノ聯盟理事會ニ於ケル一致ノ表決ヲ以テ、聯盟ヨリ之ヲ除名スル旨ヲ聲明スルコトヲ得。」(第十六條)

第十七條は聯盟國と非聯盟國との間、又は非聯盟國相互の間の紛争の解決に關する規定である。とにかく違約國に對する制裁として經濟的壓迫は有力なる手段に相違ない。

信夫淳平氏は「國際聯盟講評」に於て次の如く述べてあるは注意すべき意見である。

「既に中立なるものは無く、違約國に對し、他の列國は否でも應でも開戦せざるを得ない。處が斯く開戦を強ふる規定は、或場合には國內法と衝突せぬとも限らない。宣戦の權は一に皇帝に存する、例へば我國の如きにありては實際問題として甚しき扞格は起るまいが、議會が宣戦の權を有つて

るる國にありては、其の議會が宣戰するのは嫌やだと云つたら如何にするか。國際聯盟は參戰を命ずる。憲法機關は之に反對する。即ち衝突が其の間を生ずるといふ譯にある。……國際聯盟は國家の頭上に更に統治主體を築いたものではない。謂ゆる Super-state ではない。聯盟規約其他の平和條項中には國際聯盟が恰も獨立の人格者であるかの如くに見ゆる個所が無いでもないが、其は文字の末に拘泥したる疑惑で、其の性質に於ては國際聯盟は聯盟諸國の意思の表示及び實行に關する一準則に過ぎない。國際聯盟は一の條約である。條約は主權の發動に係り、任意に主權を制限するに妨げないから適法の順序を経て出來た條約には主權に抵觸するといふ觀念の起きやう筈がない。が憲法上の或機關は之れがためその當然固有する或權能を剝奪せられたといふ譯ではないから、其の權能は權能として之れを振廻はすに差支はない。政治的に觀れば實際そんな場合は起ることある

まいが、法律的に考ふれば斯る場合もあり得ること、擬せねばならぬ。其の場合は衝突である。宣戰の權能を一手に握る米國議會の一部が國際聯盟を以て國の主權を侵蝕すと唱へた論議は此にあるのであらう。』
第十八條、第十九條、第二十條は新舊條約と聯盟との關係を規定してある。この規約の精神は秘密條約の效力を承認しない事である。しかしながら實際上の效力は直に現はれぬかも知れない。又聯盟規約と同盟條約との關係に就いてはロバート・セシル卿は兩者抵觸せずと説いたさうである。ウイルソン大統領が然らずと駁撃したさうである。兎に角聯盟と同盟とは性質上相容れざるものである。日英同盟の如きも之を改訂して聯盟に適應せしめなければなるまい。

第二十一條は仲裁裁判條約、國際約定、又は「モンロー主義」の如き一定の地域に關する了解にして平和の確保を目的とするもの、效力に何等の影響

がないと聲明する米國の輿論が、ウイルソン大統領をしてこの條項の附加を主張せしめたもので、米國の我儘の發露である。要するにこの條文は將來紛争の一原因となるべきものにして、獅子身中の蟲と稱しても差支があるまい。

第二十二條は委任統治の規定である。これは歴史上先例のない規約である。

「今次ノ戦争ノ結果、従前支配シタル國ノ統治ヲ離レタル植民地及領土ニシテ、近代世界ノ激甚ナル生存競争状態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民ノ居住スルモノニ對シテハ該人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命ナルコト、及其ノ使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ之ヲ包容スルコトノ主義ヲ適用ス。」

「此ノ主義ヲ實現スル最善ノ方法ハ該人民ニ對スル後見ノ任務ヲ先進國ニシテ資源、經驗又ハ地理的位置ニ因リ、最此ノ責任ヲ引受クルニ適シ、且之ヲ受諾スルモノニ委任シ、之ヲシテ聯盟ニ代リ、受任國トシテ右後見ノ任

務ヲ行ハシムルニ在リ。」

この考案はスマツツ將軍の創見であると傳へられる。或人は英國は領土の大と、支配の苦痛に堪へずして、斯る妙案を考へ出したのであると皮肉つてゐる。條文に於ては人民の保護を目的とすれども、果して十分に之を實現し得べきか、眞面目なる問題である。この條文によりて日本は赤道以北の舊獨逸領の群島の委任統治の受任者となつた譯である。

第二十三條は勞働問題の人道的考察に立脚したる規約である、勞働者の勢力が國際的に承認せられたことを證明するものである。かゝる道徳的主張が條約文に現はれたるは稀有の事といはざるをえない。正義人道が漸く凱歌を奏したのである。

第二十四條は聯盟の範圍について、第二十五條は赤十字運動の獎勵、第二十六條は聯盟規約の修正に關する規定である。

要するに國際聯盟規約は英米案を土臺として出来上りたるものにして、論理上の矛盾の少からざるは徹ふべからざる事實である。佛蘭西は論理上のみならず、實際上將來獨逸の復讐を恐れたるが故に國際參謀本部の設立さへも主張した程であつた。又平和條約に伴ふ幾多の難問題が國際聯盟に煩ひを及ぼさずとも限らない。即ち多くの小弱國の新興したるはその一、獨逸が西に失うて東に得たることその二、人種問題が否決せられたことがその三である。されば國際聯盟の理想が容易に行はれざるべきを見越して、英米佛の三國同盟新に成りて獨逸の復讐に備ふること、なつた。

佛國の前總理大臣にして國際聯盟委員長レオン・ブルジョア氏は國際聯盟が列國より軍隊を徵集する權能を持ち、又常設の參謀本部を設けねばならぬと主張してゐる。この理想は實現せられなかつた。又海洋の自由も問題にならなかつた。これも英國の我儘といへばそれ迄であるが、英國は近き過去の

歴史に於てはこの特權を悪用しなかつたから、將來も同様であらうと大目に見るより外に道はない。いづれにしても國際聯盟は英米案を基礎としたるが故に、英米の利益が比較的多く保護せられたる觀なきにしもあらずである。恰かも一村の自治の場合にも地方の有力家が知らずく自家の利益ある案を提出するやうなものである。しかし英米の強國が世界に率先してこの大事業に着手したることは歴史上特筆大書せらるべき價值がある。日本の如きは殆んど拱手して傍觀者の態度をこの計畫に向けてゐたのである。多少の不利は忍ぶより外はない。

第十章 將來の展望

國際聯盟規約は不完全にもせよ、その成立は人類の歴史に新紀元を劃したものである。國家的に限定せられたる展望が漸く國際的となり、しかも法制

を以てこの理想を體現せんと試みたる大發展である。現在の教育と宗教とを以てして、この理想を直ちに實現するは不可能である。

然れども戦争は防止しなければならぬ。國際聯盟は如何に不完全であつても、この大目的に到達せんとする手段である。昨年七月三日英國首相ロイド・チヨール氏は國際聯盟に就いて次の如く意見を陳べたさうである。「余は國際聯盟を以て全然戦争を將來に杜絶し得べしとは思はない。人間は野蠻の野物である。……國際聯盟にして一回戦争を防止し得ば、其の存立は既に意義がある。人間の一時代に一回も鮮血を流すことなくして済まば、其れ丈にて聯盟の效能が存するのである。聯盟は一切を杜絶する迄の力は無いだらうが、何物かを止むるに效があるべきが故に、兎も角も吾々をして試験させてもらひたい。如何に完全の社會も一切の犯罪を杜絶する譯には行かない。たゞ犯罪を困難ならしめ、不成功ならしむるに至つたのは文明の功であつ

乙五三

て、國際聯盟の期する所も此に出でない。故に余は希望と信頼とを以て之を迎ふるのである云々。實際的政治家の言としてはさもあるべき主張である。

レオン・ブルジョア氏は曰く「世の中には懷疑者が多くして、故意に誤解を起さしめ、之を利用せんと欲する人々が多い。彼等は今日の聯合國の協同を維持することを欲しない。國際聯盟の不成功に終らんことを望んでゐる。……しかしかくの如き重大なる計畫は未だ人類史上にその例なく、又將來もあり得べからざる大計畫であれば、多少の困難あるは當然である。此困難に打ち勝ちて遂に眞正なる永遠の平和を獲得すべきこそ、是れ我等の事業である。國際聯盟の建設はたとへば北極探検の爲めに船を用意する様なものである。此船は凡ての氷塊の衝突壓迫に對して抵抗し得べき堅牢なる者でなければならぬ。然し氷塊の壓迫を軽減せねばならぬ。是れは世界の輿論の教育である、このためには成るべく多くの會合や研究會を起し、國際聯盟の何

物たるやの説明をなし、その將來の進化を研究し、その改善の方法を求めねばならぬ。當に今日の輿論を教育するのみならず、亦實に將來の國民を教育して、國際聯盟の人民たる準備をなさしむる必要がある。是れ彼等が今日我等の見たる如く戦争の惨害を再び見ざらんがためである。』大政治家の主張大に敬聽すべきものがある。

佛國の前外相アノトー氏は次の如く述べてゐる。

「無論此度通過した國際聯盟規約はほんの手ほどきで、之から七八年立たなければ本物にはならない。それまでは矢張舊式の外交でやつて行かなければならない。凡て從來の同盟や聯合で均勢を取つてゆかねばならぬ。」

されば國際聯盟を理想化し更に之を事實化するに至難中の難事である。然れども既にこの基礎があるから大丈夫である。

佛蘭西の政治家にして學者であつたギゾーは次の如く述べた。「聯邦制度は

それが適用せらるゝ社會に於て、理性、道德、及び文明の最大の發達を明白に要するものである。』これ大に味ふべき言である。英國に於ては宗教家が率先して、國際聯盟思想の宣傳が行はれたさうである。米國にては上院が之に反對してゐるが、女學校に於てさへ討論の題目となつてゐる程に民衆化してゐるとの事である。我が國に於てもこの思想を宣傳し、その進化を研究せねばならぬ。歐米に於ては國際聯盟は猛烈なる輿論となつてゐる。我が國に於ては識者階級に於てすら風馬牛相聞せざる態度をとる者が多い。日本が動もすると、世界の大事に逆行したり、置き去りを喰はんとする杞憂がないとも限らない。故に吾人は國際聯盟が我が國民の研究題目たらんことを希む。労働問題もその他の社會的經濟的問題も重要であるが、この世界的大問題を閑却してはならぬ。

國際聯盟を理想化するためには國際教育會議、宗教聯盟等の世界的會合が

開かれて、各國民の教育と宗教とが人類の幸福と自由なる精神的創造とに向つて一層努力するやう刺戟を與ふる必要がある、各國民の政治と文化とが一層デモクラシーに向ふことが必要である。その綜合的結果として國際聯盟が理想化するのである。世界的識見、世界的觀察、世界的理想、世界的伎倆、世界的事業、皆吾人日本の青年を待ち設けてゐる。確かに現代の一大靈感である。一大光明である。吾人は感激の態度を以て之に向はねばならぬ。

國際聯盟終

國際聯盟目次

目次

第一章	世界大亂の終局……………	1
第二章	人類の發達と社會單位の擴大…	10
第三章	明治年間に於ける國家觀念の發達……………	15
第四章	世界史に於ける聯盟運動…………	22
第五章	過去の平和會議失敗の原因…………	41
第六章	思想家の平和觀と國際聯盟觀…	60
第七章	國際聯盟の先驅者……………	78
第八章	國際聯盟の成立とその内容…………	84
第九章	國際聯盟規約の批判……………	118
第十章	將來の展望……………	135

大正九年四月五日印刷
大正九年四月六日發行

（國際聯盟）
定價金四拾錢

不許複製

著者 內ヶ崎作三郎

發行者 荒川信賢

印刷者 渡邊八太郎

東京市小石川區香取町四丁目十一番地

東京市牛込區櫻町七番地

日清印刷株式會社印刷

發行所

東京牛込區早稻田
撥替東京二二三番

早稻田大學出版部

9.5.1 5



389



終

